

**平成27年度
情報公開・個人情報保護
制度運用状況報告書**

平成28年8月

宮崎市

目次

I	情報公開制度の概要	1
1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	不服申立てに関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7
II	情報公開制度の運用状況	9
1	利用状況	9
2	公開請求の状況	9
3	不服申立ての状況	12
4	情報提供の状況	12
III	個人情報保護制度の概要	13
1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	不服申立てに関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19
IV	個人情報保護制度の運用状況	20
1	開示請求等の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	不服申立ての状況	21
5	事務の届出状況	22
V	資料	23
1	情報公開請求申出の内容と処理状況（平成27年度）	23
2	個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成27年度）	91
3	情報公開関係例規	96
4	個人情報保護関係例規	110

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則にしたがって制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいいます。

なお、条例の一部改正により、平成28年4月1日から実施機関に「本市が設立した地方独立行政法人」が追加されています。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。

イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。

- ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
- ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事務所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、すべての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができるようにしています。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 不服申立て

請求の決定について、不服申立てがあった場合には、実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとします。

なお、従来、不服申立てには異議申立てと審査請求の2種類がありましたが、行政不服審査法改正による条例の一部改正により、平成28年4月1日から、審査請求に一元化されています。

不服申立ての受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続きが定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

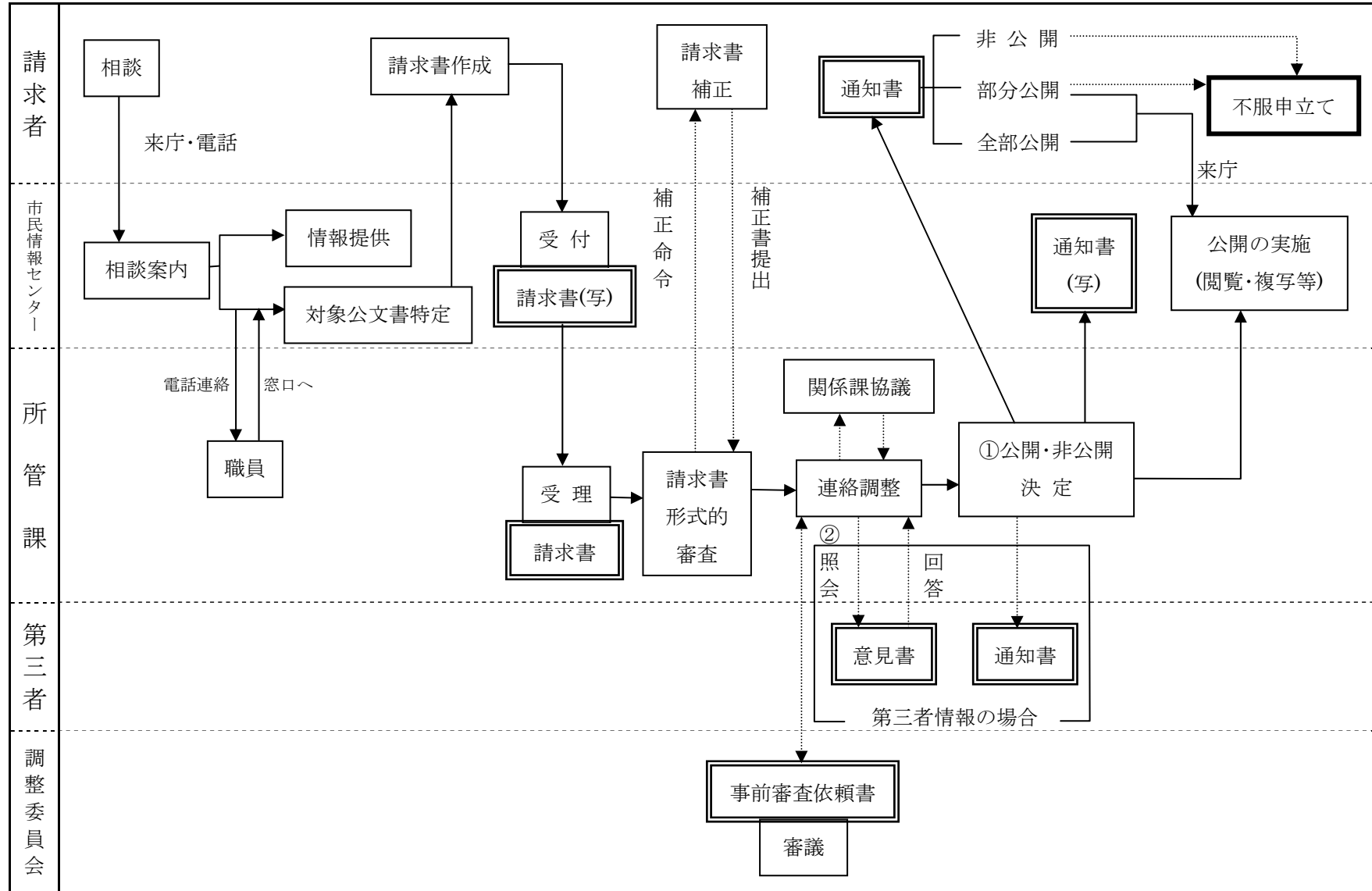
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

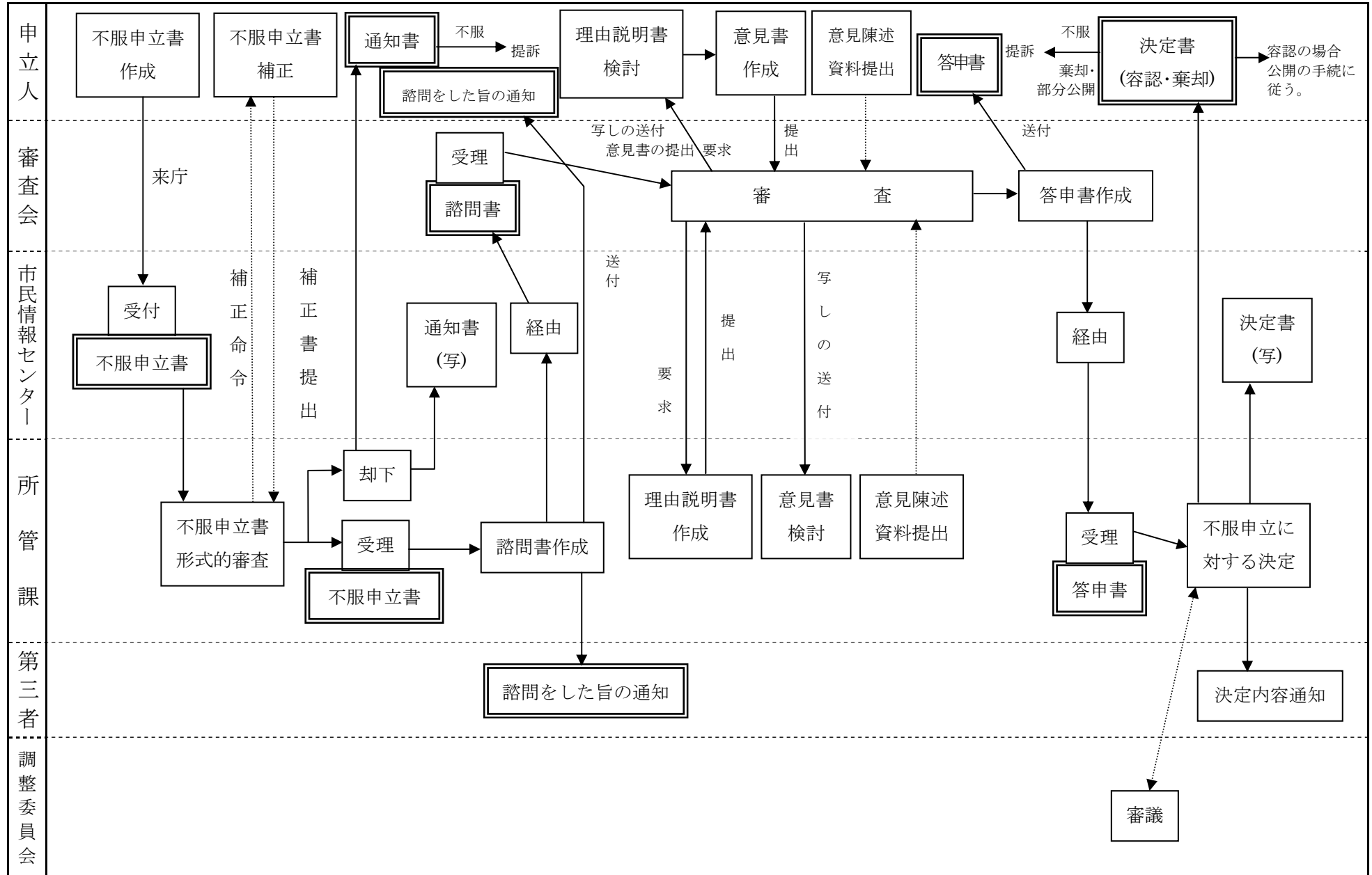
3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 不服申立てに関する事務の流れ



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究および条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表および学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開および新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、 庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）

平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
-------------	---------------------------------

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 利用状況

宮崎市の情報公開制度は、平成11年7月1日、市民情報センターを開設し、制度としてスタートしました。

市では、市民情報センターにおいて公文書の公開請求の相談や受付、案内を行うほか国、県および本市が発行した行政資料等を備え、情報の提供に努めています。

表1 利用状況

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
公文書公開請求（申出）件数	860	637	709
うち写しの交付件数	719	557	662

2 公開請求の状況

(1) 請求件数

平成27年度における公文書公開請求（申出）件数は860件です。

公開請求の主な内容は、契約に関する公文書、建築計画に関する公文書などとなっています。

表2 公開請求（申出）件数

	平成27年度	平成26年度	平成25年度
公開請求	677	473	556
公開申出	183	164	153
合計	860	637	709

(2) 公開請求（申出）に対する処理状況

平成27年度における公開請求に対する処理内容は、次のとおりです。

なお、公開請求（申出）に対する公開度の目安となる公開率は、98.5%です。

$$\text{公開率} = \frac{\text{公開} + \text{部分公開}}{\text{公開} + \text{部分公開} + \text{非公開（不存在含む）}} \times 100$$

表3 公開請求の処理状況

	平成27年度			平成26年度			平成25年度		
	請求	申出	合計	請求	申出	合計	請求	申出	合計
公開	552	106	658	304	40	344	323	35	358
部分公開	107	69	176	146	117	263	215	110	325
非公開	12	1	13	14	3	17	12	6	18
うち不存在	9	1	10	11	2	13	12	5	17
取下げ	6	7	13	9	4	13	6	2	8
合計	677	183	860	473	164	637	556	153	709

(3) 公開請求(申出)に対する処理状況

平成27年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表4 平成27年度 実施機関別請求(申出)件数および処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	684	79.55%	請求	410	86	8	5	6	510	1
			申出	97	69	1	1	7	174	0
			計	507	155	9	6	13	684	1
教育委員会	12	1.4%	請求	4	1	3	3	0	8	0
			申出	4	0	0	0	0	4	0
			計	8	1	3	3	0	12	0
選挙管理委員会	1	0.1%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	0	0	1	0
上下水道事業管理者	148	17.2%	請求	132	13	0	0	0	145	0
			申出	3	0	0	0	0	3	0
			計	135	13	0	0	0	148	0
消防長	10	1.2%	請求	1	6	1	1	0	8	0
			申出	2	0	0	0	0	2	0
			計	3	6	1	1	0	10	0
議会	5	0.6%	請求	4	1	0	0	0	5	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	4	1	0	0	0	5	0

計	860	100.0	請求	552	107	12	9	6	677	1
			申出	106	69	1	1	7	183	0
			計	658	176	13	10	13	860	1

※公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会はなし。

(4) 請求者の内訳

平成27年度における公文書公開請求（申出）者の内訳は、次のとおりです。

表5 平成27年度 請求（申出）者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	148	21.9%	7	3.8%	155	18.0%
市内に事務所等を有する者	524	77.4%	1	0.5%	525	61.0%
市内の事務所等に勤務する者	5	0.7%	1	0.5%	6	0.7%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の申出	0	0.0%	174	95.1%	174	20.2%
合計	677	100.0%	183	100.0%	860	100.0%

(5) 非公開理由の適用状況

非公開（部分公開を含む。）となった事案の理由別内訳は、表6のとおりです。（公開請求（申出）のうち部分公開及び非公開となった245件の内訳）

表6 平成27年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	1	0.4%
条例第7条第2号 個人情報／個人に関する情報	95	38.8%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報／法人等に関する情報	80	32.7%
条例第7条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	6	2.4%
条例第7条第5号 意思形成過程情報／審議、検討又は協議に関する情報	1	0.4%
条例第7条第6号 事務事業執行情報／事務事業執行情報	50	20.4%
条例第7条第7号 国等協力関係情報／－	0	0.0%
条例第9条 公文書存否情報	2	0.8%
不存在（一部不存在含む）	10	4.1%
合計	245	100.0%

注）1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

3 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができます。

平成27年度においては、不服申立て（異議申立て）が3件ありました。

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
異議申立て	平成27年 11月2日	開発行為における申請書 宮崎市〇〇〇他	市長	平成28年1月5日 諮問 平成28年4月14日 答申
				実施機関が一部を非公開とした決定は妥当でない。
異議申立て	平成27年 12月18日	生活保護受給者に係る建物賃貸借契約時に市が受領する家賃・敷金等証明書の写し	市長	平成28年1月12日 諮問 平成28年4月18日 答申
				実施機関が非公開（存否応答拒否）とした決定は妥当である。
異議申立て	平成28年 2月19日	〇〇〇が生活保護受給者3人の建物賃貸借契約締結の際に社会福祉課に提出した家賃・敷金等証明書	市長	平成28年3月1日 諮問 平成28年4月18日 答申
				実施機関が非公開（存否応答拒否）とした決定は妥当である。

4 情報提供の状況

(1) 行政資料の提供

市民情報センターには、市が作成および取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用することができるようになっています。

なお、市では、市民の方からの相談内容により各所管課ですぐに対応できるものは、情報公開制度の請求書を提出してもらってもなく、情報を提供することにより対応しています。

また、従来から直接所管課で行ってきた情報提供も同じように迅速に対応しています。

なお、市民情報センターでは、公開請求によるもののほか、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（平成27年9月18日の条例の一部改正により、実施機関に「本市が設立した地方独立行政法人」が追加されています。）

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止等の個人情報の適切

な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、手数料は無料とします。ただし、写しの作成に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求（平成27年9月18日の条例改正により追加）

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、不服申立てがあった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して決定又は裁決を行わなければなりません。

なお、従来、不服申立てには異議申立てと審査請求の2種類がありましたが、行政不服審査法改正による条例の一部改正により、平成28年4月1日から、審査請求に一元化しています。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 是正の申出（平成27年9月18日の条例改正により「是正の申出」は削除）

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用及び提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の取扱いに是正の申出をすることができます。

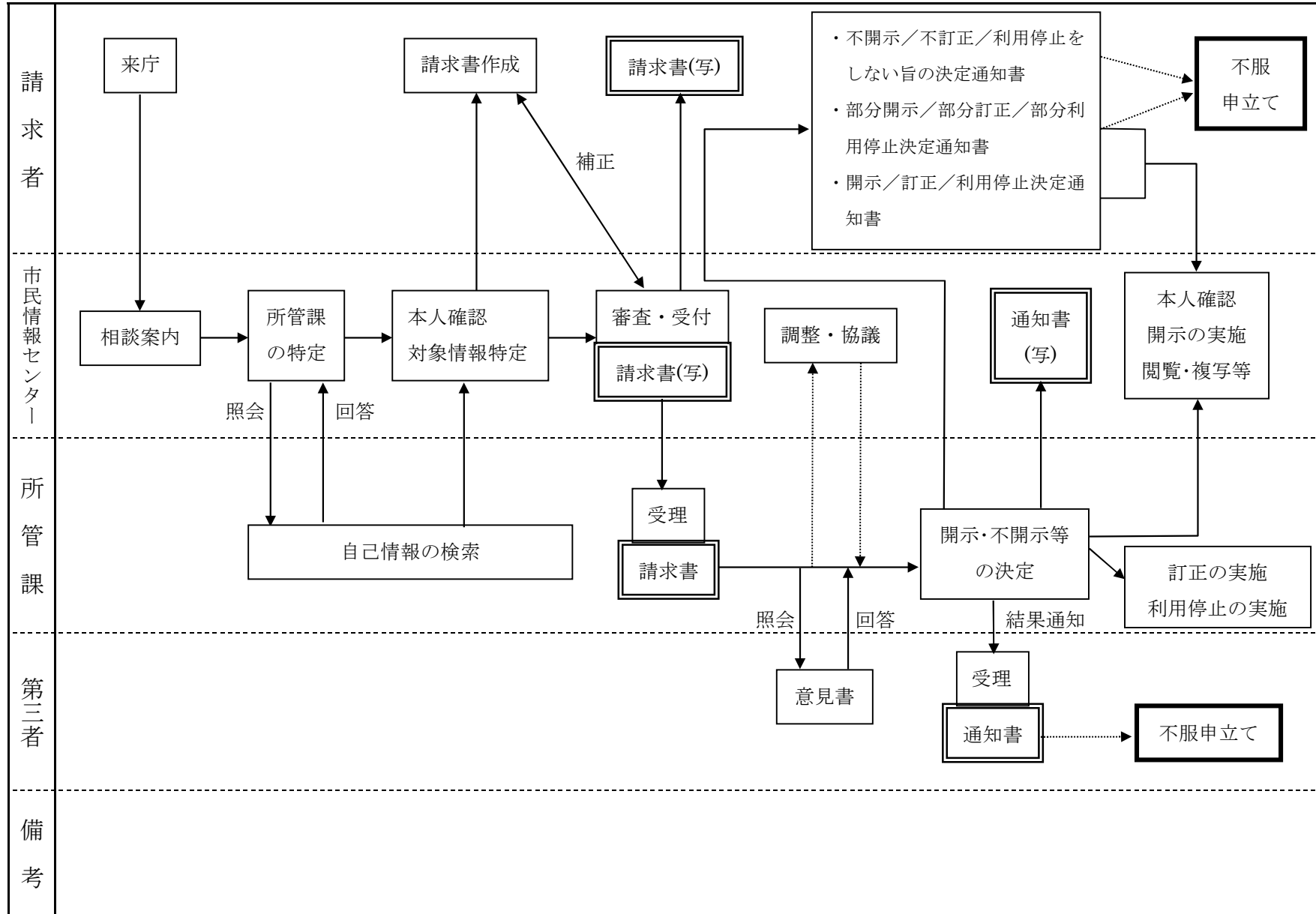
イ 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出に対する処理を行わなければなりません。

(15) 事業者が保有する個人情報の保護

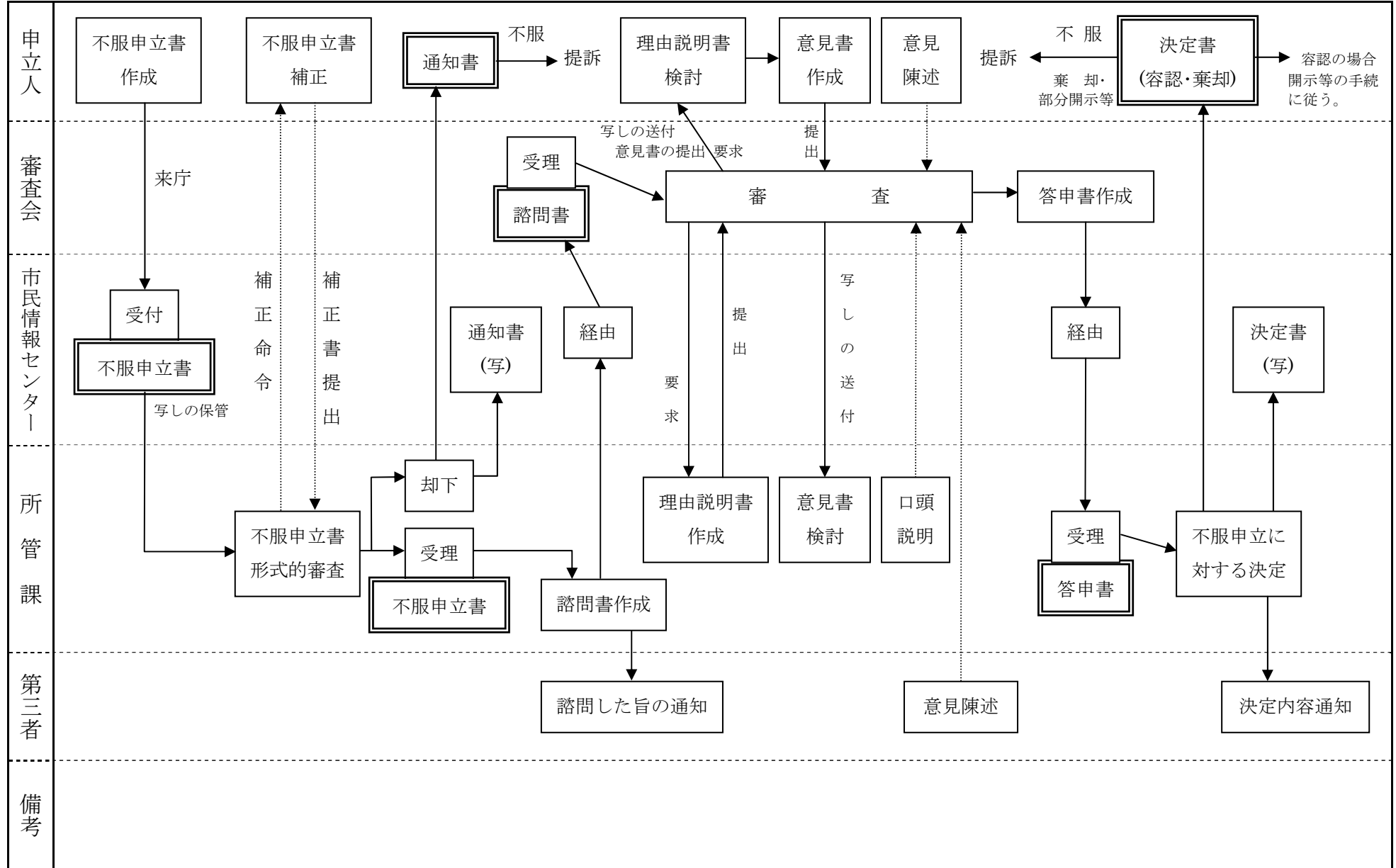
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正・利用停止請求に関する事務の流れ



4 不服申立てに関する事務の流れ



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求等の件数及びその処理状況

平成27年度における個人情報の開示請求件数は66件であり、その処理状況は開示35件、部分開示23件、不開示8件となっております。

なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。(表1参照)

表1 平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
				うち不存在	
66	35	23	8	8	0

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

平成27年度における実施機関別の請求件数は、市長59件、教育委員会2件、選挙管理委員会1件、消防長4件でした。(表2参照)

表2 平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

実施機関		処理状況					
		請求件数	開示	部分開示	不開示		取下げ
						うち不存在	
市長	企画財政部	0	0	0	0	0	0
	総務部	0	0	0	0	0	0
	税務部	18	14	4	0	0	0
	地域振興部	24	11	5	8	8	0
	環境部	0	0	0	0	0	0
	福祉部	12	5	7	0	0	0
	健康管理部	2	2	0	0	0	0
	農政部	0	0	0	0	0	0
	観光商工部	0	0	0	0	0	0
	建設部	0	0	0	0	0	0
	都市整備部	1	1	0	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0	0	0	0
	清武総合支所	0	0	0	0	0	0
	出納室	0	0	0	0	0	0
	教育委員会	2	0	2	0	0	0

実施機関	処理状況					取下げ
	請求件数	開示	部分開示	不開示	うち不存在	
教育委員会	2	1	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	4	0	4	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
公立大	0	0	0	0	0	0
合計	66	35	23	8	8	0

3 不開示理由の適用状況

条例第15条各号のいずれかに該当し、又は公文書不存在により不開示となった事案の理由別内訳は、表3のとおりです。(部分開示、重複含む)

表3 平成27年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

不開示理由	該当件数
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価等情報	2
第3号 事務事業執行情報	5
第4号 公共安全保護情報	0
第5号 国等協力関係情報	0
第6号 第三者情報	13
第7号 未成年者等保護情報	0
不存在	11
合計	31

4 不服申立ての状況

平成27年度においては、不服申立て(異議申立て)が1件ありました。

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
異議申立て	平成 27 年 5 月 18 日	〇〇工事の契約書添付 書類	市長	平成 28 年 6 月 10 日 諮問 平成 28 年 11 月 10 日 答申
				実施機関が一部を不開示と した決定は妥当でない。

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、表 4 のとおりです。

表 4 平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	0	0	0
	総務部	1	0	0
	税務部	0	0	0
	地域振興部	0	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	0	0	0
	環境部	0	0	0
	福祉部	0	0	0
	健康管理部	0	0	0
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	1	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	出納室	0	0	0
	教育委員会		0	0
選挙管理委員会		0	0	0
公平委員会		0	0	0
監査委員		0	0	0
農業委員会		0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	0
上下水道事業管理者		0	0	0
消防長		0	0	0
議会		0	0	0
公立大		11	0	0
合計		14	0	0

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況（平成27年度）

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定 定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	申出	平成27年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		4/13	公開		保健衛生課
2	4/1	請求	宮崎市管財課の所管施設(旧一市四町分) 平成27年4月1日現在の施設の清掃業務委託名及び委託会社の名称、所在地の代表者名の電話番号		4/14	公開		管財課
3	4/1	請求	Y・Y PARK 事業計画書		4/1	公開		公園緑地課
4	4/1	請求	平成27年度宮崎市所管社会福祉法人名簿(4月1日現在)			取り下げ		福祉総務課
5	4/1	請求	平成27年3月度建物解体情報		4/9	公開		建築指導課
6	4/1	請求	宮崎市立広瀬中学校屋内運動場天井材等落下防止対策工事のうち電気設備工事 金入設計書		4/8	公開		学校施設課
7	4/2	請求	H22～26年度の入札結果(業種・件名・入札日・業者名・予定価格・入札時受請額・落札率・入札参加業者名)		4/7	公開		契約課
8	4/2	申出	平成27年3月1日から平成27年3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		4/15	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
9	4/2	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		4/13	公開		保健衛生課
10	4/2	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		4/13	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課
11	4/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業(平成27年3月1日～平成27年3月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く) 【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		4/15	部分公開	第7条 第3号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
12	4/3	申出	平成 27 年 3 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		4/15	部分公開	第 7 条第 3 号	保健衛生課
13	4/6	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 平成 26 年 9 月 1 日～平成 27 年 2 月 28 日の間に新規で許可を受けた施設全て。但し、廃業している施設は除く。		4/15	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
14	4/7	請求	準用河川産母川河川改修工事(但し橋梁上部工) 金入り設計書		4/9	公開		土木課
15	4/7	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(15 工区)但し橋梁下部工 金入り設計書		4/10	公開		土木課
16	4/8	請求	平成 26 年度建設工事等(宮崎市契約課執行)の落札率		4/10	公開		契約課
17	4/8	申出	市町村ごとの昭和 52 年度から平成 26 年度における年度別の焼却処理施設数を把握することが可能な資料		4/20	公開		廃棄物対策課
18	4/8	請求	下水道管路施設耐震化工事(26-8) 金額入設計書(当初設計書)		4/17	公開		下水道整備課
19	4/8	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		4/21	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
20	4/8	申出	建築計画概要書 BVJ-F15-10-0228 号 平成 27 年 3 月 17 日付 宮崎市第 581 号 平成 27 年 3 月 26 日付 宮崎市第 584 号 平成 27 年 3 月 30 日付		4/21	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
21	4/9	請求	吉村通線(宮崎市吉村町曾師 1 工区における交通事故(26 年 9 月 11 日)物損事故の現場記録		4/13	公開		市街地整備課
22	4/9	請求	平成 23 年 3 月 15 日宮崎市議会建設企業委員会(東部第二土地区画整理事業の進捗状況のわかる資料)「事業費ベース、面積ベースで議員さんが希望している資料」		4/15	公開		区画整理課
23	4/9	申出	平成 26 年度小・中学校プール単価契約		4/15	部分公開	第 7 条第 3 号	契約課
24	4/10	請求	平成 26 年公設型合併処理浄化槽設置工事施工業者及び浄化槽メーカー		4/13	公開		廃棄物対策課
25	4/13	請求	錦町通線外 2 線草花植栽管理業務委託 金入設計者		4/20	部分公開	第 7 条第 6 号	景観課
26	4/13	請求	・大島通線外 25 線街路樹維持管理業務委託 ・小松台南 27 号線外 18 線草刈業務委託 金入設計書		4/20	部分公開	第 7 条第 6 号	道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
27	4/13	請求	平成 23 年度建設企業委員会における(23 年 3 月 16 日)委員会議事録及び市職員当局側出席者一覧及び提示された資料		4/17	公開		議事調査課
28	4/14	請求	宮崎市〇〇〇番地の平成 26.7.31 の境界立会申請書		4/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
29	4/14	申出	・宮崎市〇〇〇番地 昭和 56.12.26 ・宮崎市△△△番地 昭和 57.11.25 ・宮崎市□□□番地 平成 1.5.2 ・宮崎市◇◇◇番地 昭和 60.7.18 境界立会申請書		4/22	部分公開	第 7 条 第 2 号	用地管理課
30	4/15	請求	宮崎市〇〇〇番における宅地開発にかかるフロンテージ付番の決裁文書		4/15	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
31	4/16	請求	・平成 26 年度 工番(水施簡)第 5 号 堀口中継ポンプ所築造工事 ・平成 26 年度 工番(更)第 47 号 中津瀬通線配水管布設替工事 金入設計書(変更契約)		4/16	公開		水道整備課
32	4/16	請求	・橘公園花壇(橘通東 1 丁目)外 2 箇所草花植栽管理業務委託 ・橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・清武通線外 3 線草花植栽管理業務委託 金入設計書		4/23	部分公開	第 7 条 第 6 号	景観課
33	4/16	請求	・生目古墳群史跡公園管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(木花公園外) ・橘公園芝生管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(生目台公園外) ・後田川緑道管理業務委託 ・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) 金入設計書		4/23	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
34	4/20	請求	宮崎市管財課の所管施設(旧一市四町分) 平成 27 年 4 月 1 日現在の施設の清掃業務委託名及び委託会社の名称、所在地の代表者名の電話番号		5/1	公開		管財課
35	4/20	請求	平成 22 年 2 月 18 日付で退任された副市長に係る事務引継書(建設部、都市整備部、観光商工部)		4/28	公開		総務法制課
36	4/20	請求	・清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(4 工区張芝土) ・清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(5 工区張芝土) 金入設計書		4/28	公開		文化スポーツ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
37	4/20	請求	南部2地区都市公園等維持修繕工事 金入設計書		4/28	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
38	4/20	請求	加納小、大久保小、清武小のバリアフリー改修工事の契約書(一式)		4/28	部分公開	第7条第3号	学校施設課
39	4/22	申出	平成26年6月以降分、地方自治法260条の規定による告示文 ・土地改良事業に伴う町字区域や名称の変更 ・国土調査事業に伴う町字区域や名称の変更		4/23	公開		農村整備課
40	4/22	請求	・宮崎市公設地方卸売市場 青果・水産棟屋根防水改修工事(その1) ・宮崎市中央卸売市場 青果・水産棟屋根防水改修工事(その2) ・宮崎市中央卸売市場 青果倉庫A棟屋根防水改修工事(その1) ・宮崎市中央卸売市場 青果倉庫A棟屋根防水改修工事(その2) 単価入り設計書		4/24	公開		市場課
41	4/22	申出	建築計画概要書 平成27年1月1日～直近のものまで		5/12	公開		建築指導課
42	4/22	申出	建築計画概要書 ・ER2 15006595号 平成27年3月31日付 ・BVJ-F15-10-0210号 平成27年3月31日付 ・宮崎市第17号 平成27年4月7日付		5/12	公開		建築指導課
43	4/23	請求	・宮崎市立清武中学校武道場天井材等落下防止対策工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立佐土原中学校屋内運動場天井材落下防止対策工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立久峰中学校武道場天井材等落下防止対策工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立生目台西小学校バリアフリー改修工事 ・宮崎市立鏡州小学校プールサイド改修工事 ・宮崎市立檜中学校駐輪場整備工事 金入設計書		4/28	公開		学校施設課
44	4/23	請求	動物園どうぶつ情報プラザ改修工事 金入設計書		5/1	公開		公園緑地課
45	4/23	請求	(仮称)加納地区公立公民館建設工事のうち建築主体工事 金入設計書		4/28	公開		生涯学習課
46	4/23	請求	宮崎市営住宅久峰団地外3団地ごみ集積所整備工事 金入設計書		4/28	公開		住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
47	4/23	請求	鳥山地区複合型津波避難施設新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		4/28	公開		危機管理課
48	4/23	請求	木花駅東通線道路改良事業のうち屋外便所新築工事 金入設計書		4/28	公開		土木課
49	4/24	請求	1/1600×2 用紙A3 地番図 宮崎市〇〇〇外		4/28	公開		資産税課
50	4/24	請求	緊急雇用創出事業について平成 21 年度～平成 25 年度の部署名、事業名(事業内容の説明も)、事業の委託先(法人・団体名)、委託の期間(月日)、金額の分かるもの	5/29	5/28	公開		商業労政課
51	4/27	請求	飲食店営業許可に係る〇〇〇の屋号、申請者氏名(△△△)・営業所在地・許可期間・業種		5/7	公開		保健衛生課
52	4/28	請求	宮崎市〇〇〇付近の字図		4/30	公開		資産税課
53	4/28	申出	建築計画概要書 S50.12.10 No.3370		4/30	公開		建築指導課
54	4/30	請求	平成 27 年度都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 金入設計書		5/7	公開		公園緑地課
55	4/30	請求	・平成 25 年度決算状況 ・平成 24 年度決算状況 ・平成 25 年度財政状況類似団体比較カード ・平成 25 年度市町村分地方交付税算定台帳(調整復活) ・平成 24 年度市町村分地方交付税算定台帳(調整復活) ・平成 25 年度地方債現在高の状況(決算統計調査表 33 表)		4/30	公開		財政課
56	4/30	請求	西前島雨水管渠整備工事(その 4) 金入設計書		5/11	公開		土木課
57	4/30	申出	平成 23 年 7 月～平成 26 年 12 月現在宮崎市内にある歯科技工所の名簿一覧の名称、所在地、電話番号、開設年月日、開設者名		5/12	公開		保健医療課
58	4/30	申出	宮崎市、宮崎郡、東諸県郡内の飲食店営業許可一覧表データ【必要項目】屋号、営業所住所、営業所ビル名、営業所 TEL、営業者氏名、営業者法人代表肩書き、営業者法人代表者氏名、営業許可年月日、初年度営業許可年月日		5/7	公開		保健衛生課
59	4/30	申出	大気汚染防止法に関するばい煙発生に係る情報(工場・事業場名、所在地、ばい煙発生施設の種類の種類、施設設置年月日、最大排出ガス量(乾き)、使用燃料)		5/11	公開		環境保全課
60	4/30	請求	・下那珂汚水幹線(27-1 工区)下水道管布設工事 ・吉村通線(27-1 工区)下水道管布設工事 金入設計書		5/14	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
61	4/30	請求	桑木田線道路改良工事(27-1 工区但し舗装工) 金入設計書		5/11	公開		佐土原・建設課
62	4/30	請求	木原大橋通線舗装打換工事 金入設計書		5/7	公開		清武・建設課
63	4/30	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(5 工区但し舗装工) 金入設計書		5/12	公開		市街地整備課
64	5/1	請求	平成 26 年 12 月 30 日に〇〇〇宅(宮崎市△△△)で発生した火災についての ・火災原因認定書(火災原因判定書)・実況見分調書(写真、図面を含む)・質問調書・損害額算定書・消防活動報告書・現場位置図・消防水利位置図・建物配置図・建物平面図・その他付属書類を含む本件に関する一切の資料		5/8	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 4 号及び第 7 条第 6 号	南消防署
65	5/1	請求	宮崎文化本舗が管理する「みやざきアートセンター」に関する H25 年度決算報告書、損益計算書、従業員数、各イベントの名前、内容、経費(イベント別)等の分かる文書		5/15	公開		文化スポーツ課
66	5/1	請求	・昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4 工区) ・昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(5 工区) 金入設計書		5/7	公開		市街地整備課
67	5/1	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 5 月～9 月) 金額入設計書		5/15	公開		配水施設課
68	5/1	請求	宮崎市定例市議会会議録及び委員会議事録報告書等の記録作成に係る要綱・規則 1 代表者会・全員協議会、2 常任委員会・議会運営委員会及び特別委員会 3 定例市議会会議録 4 その他		5/13	公開		議事調査課
69	5/1	請求	平成 27 年 4 月度建物解体情報		5/11	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
70	5/1	申出	飲食店営業届リスト(4/30 現在)屋号、会社名、住所、電話番号		5/13	部分公開	第 7 条第 3 号	保健衛生課
71	5/7	申出	平成 27 年 4 月 1 日～4 月 30 日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		5/14	部分公開	第 7 条第 3 号	保健衛生課
72	5/7	請求	宮崎市〇〇〇付近 字図		5/11	公開		資産税課
73	5/7	請求	清武総合運動公園屋内投球練習場新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		5/13	公開		公園緑地課
74	5/7	申出	平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏		5/14	部分公開	第 7 条第 3 号	保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種					
75	5/8	請求	H26 年昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4、5、6 工区) 金入設計書		5/8	公開		市街地整備課
76	5/8	請求	H24～26 年度の建築の入札結果(件名・入札日・落札業者名・予定価格・入札時受請額・落札率・入札参加業者名)		5/11	公開		契約課
77	5/8	申出	平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		5/15	公開		保健衛生課
78	5/8	請求	公図 宮崎市〇〇〇		5/8	公開		資産税課
79	5/8	請求	宮崎市〇〇〇の住所表示台帳(マイラ)		5/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
80	5/8	請求	宮崎市〇〇〇の住所表示台帳(マイラ)		5/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
81	5/8	請求	宮崎市〇〇〇の住所表示台帳(マイラ)		5/11	部分公開	第 7 条 第 2 号	区画整理課
82	5/8	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		5/21	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
83	5/11	申出	宮崎市内における PCB 廃棄物保管事業者リスト		5/13	公開		廃棄物対策課
84	5/12	請求	宮崎市〇〇〇付近字図		5/12	公開		資産税課
85	5/12	請求	宮崎市内で平成 27 年 3 月 26 日から平成 27 年 5 月 12 日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		5/15	公開		保健衛生課
86	5/13	請求	宮崎市宮住宅池内団地 139 棟外電気幹線改修工事 金入設計書		5/18	公開		住宅課
87	5/13	申出	住居表示台帳のうち宮崎市〇〇〇		5/26	公開		区画整理課
88	5/13	申出	建築計画概要書 平成 27 年 1 月 1 日～直近のものまで		5/26	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
89	5/14	請求	平成27年4月8日に実施された水質検査業務委託(上水)(簡易水道・飲料水供給施設)の入札結果		5/26	部分公開	第7条第6号	浄水課
90	5/14	請求	平成27年度道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約5月～9月) 金入設計書		5/21	公開		配水管理課
91	5/14	申出	平成27年2月1日から平成27年4月30日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		5/27	部分公開	第7条第2号	区画整理課
92	5/14	申出	平成27年1月1日から平成27年4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		5/27	部分公開	第7条第2号	区画整理課
93	5/14	請求	平成27年4月17日入札に伴う開札調書 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度宮崎処理場水質分析等業務委託 ・平成27年度大淀処理場水質分析等業務委託 ・平成27年度木花処理場水質分析等業務委託 ・平成27年度青島浄化センター水質分析等業務委託 ・平成27年度佐土原浄化センター水質分析等業務委託 平成27年4月17日見積合わせに伴う見積調書 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度清武地区農業集落排水処理施設水質分析測定業務委託 平成27年4月30日見積合わせに伴う見積調書 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度田野地区農業集落排水処理施設水質分析測定業務委託 ・平成27年度宮崎地区農業集落排水処理施設水質等分析業務委託 		5/26	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
94	5/14	請求	平成27年4月8日入札に伴う開札調書 水質検査業務委託(上水)(簡易水道・飲料水供給施設)の入札結果		5/26	部分公開	第7条第6号	浄水課
95	5/14	請求	平成27年4月17日入札に伴う開札調書 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物最終処分場浸透水等分析測定業務 ・萩の台汚水処理場環境科学分析測定業務外 		5/19	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
96	5/14	請求	平成27年4月13日入札に伴う開札調書 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度宮崎市公共用水域水質測定業務 平成27年4月14日入札に伴う開札調書 <ul style="list-style-type: none"> ・有害大気汚染物質モニタリング業務委託 		5/11	公開		環境保全課
97	5/15	請求	アートセンター指定管理者の初年度から平成24年度までの決算報告書		5/29	公開		文化スポーツ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
98	5/19	請求	平成27年3月1日～平成27年4月30日までに飲食店及び理美容の営業許可を取得した者の屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		5/28	公開		保健衛生課
99	5/20	申出	ホテルの旅館業法の営業許可に関する事項 ホテル名 宮崎市〇〇〇「△△△」1 営業施設の名称、2 営業施設の所在地、3 営業許可主体の名称(会社名)、4 営業許可主体の代表者名、5 営業許可主体の住所(会社住所)、6 営業許可の日付、7 客室数、8 ホテル・旅館・簡易宿所・下宿の区別		5/26	公開		保健衛生課
100	5/20	請求	都市公園等管理業務委託(天神山公園外) 金入設計書		5/25	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
101	5/20	請求	本郷雨水幹線外草刈等業務委託 金入設計書		5/25	部分公開	第7条第6号	土木課
102	5/21	申出	市広報みやざき及び宮崎市ホームページ広告枠売買の平成27年度分の入札における全応札金額		5/20	部分公開	第7条第6号	秘書課
103	5/21	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図		5/26	公開		資産税課
104	5/21	請求	第一種動物取扱業者登録簿		6/4	公開		保健衛生課
105	5/22	請求	平成27年度北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約) 金入設計書		5/25	公開		高岡・建設課
106	5/22	請求	宮崎市〇〇〇に所在する△△△に係る固定資産税評価について ・□□□としての雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書平成24年度、平成27年度分 ・◇◇◇課税地目の固定資産税評価額算定の明細を示した書類平成24年度、平成27年度分 ・宮崎市××× 床面積●●●㎡、▲▲▲㎡ 家屋(■●■)に係る家屋調査書		6/4	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	資産税課
107	5/22	申出	宮崎市〇〇〇に所在する△△△に係る固定資産税評価について ・□□□としての雑種地の評価の基礎となる山林素地価格を求めた不動産鑑定評価書平成3年度、平成6年度分 ・◇◇◇課税地目の固定資産税評価額算定の明細を示した書類平成24年度、平成27年度分 ・宮崎市××× 床面積●●●㎡、▲▲▲㎡ 家屋(■●■)に係る家屋調査書		6/4	非公開	不存在	資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
108	5/25	請求	西前島雨水管渠整備工事(その4) 金入設計書		5/28	公開		土木課
109	5/25	請求	中村雨水幹線布設外工事(4工区) 金入設計書		5/28	公開		区画整理課
110	5/25	請求	・清武2号汚水幹線(26-1工区)外下水道管布設工事 ・清武1号汚水幹線(26-7工区)外下水道管布設工事 金入設計書(当初)		6/8	公開		下水道整備課
111	5/25	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・堀口配水タンク所築造工事 金入設計書(当初)		6/8	公開		水道整備課
112	5/25	請求	・富吉跡江線道路改良工事(6工区) ・花ヶ島山崎線道路改良工事(16工区)但し樋管及び護岸工 金入設計書(当初)		5/28	公開		土木課
113	5/25	請求	和田山3号線外1線道路改良工事 金入設計書(当初)		6/1	公開		佐土原・建設課
114	5/27	申出	食品営業許可の内容(営業所の所在地)屋号 ○○○		6/2	公開		保健衛生課
115	5/28	申出	○○○ 宮崎市△△△ 飲食店営業許可内容(屋号、所在地、営業許可期間、更新の有無、申請者、営業番号の確認)		5/28	公開		保健衛生課
116	5/28	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 当初金入設計書		5/28	公開		水道整備課
117	5/29	請求	桑木田線道路改良工事(27-1工区但し舗装工) 金入設計書		6/1	公開		佐土原・建設課
118	5/29	請求	大原大橋通線舗装打換工事 金入設計書		6/5	公開		清武・建設課
119	5/29	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(5工区但し舗装工) 金入設計書		6/5	公開		市街地整備課
120	6/1	請求	平成27年5月度建物解体情報		6/11	部分公開	第7条第2号	建築指導課
121	6/1	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		6/9	部分公開	第7条第2号	建築指導課
122	6/1	申出	平成27年第1回定例会(3月)議案42・43号の議案書と位置図、認定路線に対する認定、区域決定、供用告示		6/5	公開		道路維持課
123	6/1	請求	○○○氏の築造した高さ2m以上の空洞ブロックに対する、宮崎市役所の措置に関する文書一式		6/4	部分公開	第7条第2号及び第7条	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
							第4号	
124	6/2	請求	宮崎市立赤江小学校プールろ過機更新工事 金入設計書		6/5	公開		学校施設課
125	6/2	請求	宮崎市立江南小学校プールろ過機更新工事 金入設計書		6/5	公開		学校施設課
126	6/2	請求	浦之名新低地区配水池築造工事のうち電気・機設備工事 金入設計書		6/5	公開		水道整備課
127	6/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年5月1日～平成27年5月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		6/4	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
128	6/3	請求	和田山3号線外1線道路改良工事 金入設計書		6/5	公開		佐土原・建設課
129	6/3	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(5、6工区) 金入設計書		6/4	公開		市街地整備課
130	6/3	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 金入設計書		6/8	公開		水道整備課
131	6/3	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図(縮尺1/1250、A3サイズ15枚)		6/10	公開		資産税課
132	6/3	申出	平成27年5月1日から平成27年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		6/15	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
133	6/3	請求	富吉浄水場変電設備及び運転操作設備更新工事 金入設計書		6/11	公開		浄水課
134	6/3	請求	富吉浄水場中央監視制御設備更新工事 金入設計書		6/11	公開		浄水課
135	6/3	申出	平成27年5月1日から平成27年5月31日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		6/15	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
136	6/3	申出	平成27年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		6/15	公開		保健衛生課
137	6/3	請求	堀口排水ポンプ所築造工事 金入設計書		6/9	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
138	6/4	請求	平成 26 年 1 月 7 日の立入り検査に係る、その後の〇〇〇の検査に関する書類		6/4	部分公開	第 7 条第 2 号	介護保険課
139	6/8	請求	平成 27 年 2 月 16 日～5 月 31 日までに新規申請のあった飲食店リスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		6/17	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
140	6/8	請求	平成 27 年 2 月 16 日～5 月 31 日までに新規申請のあった理美容のリスト、店名、住所、電話番号、申請者氏名、申請日、法人であれば法人名(代表者名)住所、電話番号のリスト		6/17	公開		保健衛生課
141	6/8	申出	宮崎市〇〇〇付近の地番図		6/12	公開		資産税課
142	6/8	申出	第一種動物取扱業者登録簿		6/22	公開		保健衛生課
143	6/9	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 堀口配水タンク所築造工事 金入設計書(当初)		6/11	公開		水道整備課
144	6/9	請求	西前島雨水管渠整備工事(その 4)金入設計書(当初)		6/11	公開		土木課
145	6/9	請求	役場中山線排水溝流末改修工事 金入設計書(当初)		6/12	公開		高岡・建設課
146	6/9	請求	宮崎市〇〇〇 750 分の 1 カラー航空写真		6/15	公開		資産税課
147	6/9	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		6/22	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
148	6/9	申出	建築計画概要書 宮崎市第 95 号 平成 27 年 5 月 26 日付		6/22	公開		建築指導課
149	6/10	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・堀口配水タンク所築造工事 金入設計書(当初)		6/12	公開		水道整備課
150	6/10	請求	和田山 3 号線外 1 線道路改良工事 金入設計書		6/16	公開		佐土原・建設課
151	6/10	請求	富吉跡江線道路改良工事(6 工区) 金入設計書		6/18	公開		土木課
152	6/10	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 金入設計書		6/12	公開		水道整備課
153	6/10	請求	堀口配水タンク所築造工事 金入設計書		6/12	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
154	6/10	請求	去川和石線道路改良工事(32工区)但し法面工 金入設計書		6/12	公開		高岡・建設課
155	6/10	請求	役場中山線排水溝流末改修工事 金入設計書		6/12	公開		高岡・建設課
156	6/10	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事) 金入設計書		6/17	公開		文化財課
157	6/10	請求	東部第二区画整理事業 10-7号線外2線道路築造及び整地工事 金入設計書		6/23	公開		区画整理課
158	6/10	請求	第237号道路災害復旧工事 金入設計書		6/23	公開		道路維持課
159	6/10	請求	西前島雨水管渠整備工事(その4) 金入設計書		6/15	公開		土木課
160	6/10	請求	平成26年度発注自然休養林遊歩道災害復旧工事 金入設計書		6/15	公開		森林水産課
161	6/10	申出	平成27年1月1日から平成27年3月31日までに飲食店営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		6/24	部分公開	第7条第3号	保健衛生課
162	6/10	請求	昭和通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(6工区) 金入設計書		6/12	公開		市街地整備課
163	6/10	請求	和田山3号線外1線道路改良工事 金入設計書		6/16	公開		佐土原・建設課
164	6/10	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・堀口配水タンク所築造工事 金入設計書		6/12	公開		水道整備課
165	6/10	請求	建築計画概要書No.2189 平成元年12月27日		6/17	部分公開	第7条第2号	建築指導課
166	6/11	請求	高岡汚水準幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		6/23	公開		下水道整備課
167	6/11	請求	下水道管路施設耐震工事(27-5) 金入設計書		6/17	公開		下水道整備課
168	6/11	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事)金入設計書		6/17	公開		文化財課
169	6/11	請求	東部第二区画整理事業 10-7号線外2線道路築造及び整地工事 金入設計書(当初)		6/23	公開		区画整理課
170	6/11	請求	宮崎市〇〇〇に所在する△△△に係る地番図及び航空写真		6/19	公開		資産税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
171	6/11	請求	本野原遺跡保存整備工事(3工区造成工事) 金入設計書		6/17	公開		文化財課
172	6/11	請求	・馬場尾原線舗装打換工事(但し排水工) ・平成27年度伊倉年居原線舗装打換工事(但し排水工) ・大型団地内道路排水対策整備工事(宮本団地) 金入設計書		6/17	公開		佐土原・建設課
173	6/11	請求	・島之内境田3号線外2線排水溝整備工事 ・本郷南方上無田2号線排水溝整備工事 ・老松宮崎小2号線排水溝整備工事 ・小松上川原10号線排水溝整備工事 ・蓮ヶ池青水2号線排水溝整備工事 金入設計書		6/19	公開		道路維持課
174	6/11	請求	平成27年度瓜生野前原地区農道水路維持事業水路改修工事 金入設計書		6/17	公開		農村整備課
175	6/11	請求	・平成27年度赤谷1号線維持補修工事 ・法ヶ代1号線落石防護柵設置工事 ・去川和石線道路改良工事(32工区)但し法面工 ・役場中山線排水溝流末改修工事 金入設計書		6/16	公開		高岡・建設課
176	6/11	請求	・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0001、0002、0003) ・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0007) 金入設計書		6/17	公開		廃棄物対策課
177	6/11	請求	・東部第二土地区画整理事業10-7号線外2線道路築造及び整池工事 ・松小路土地区画整理事業1街区構造物撤去工事 金入設計書		6/24	公開		区画整理課
178	6/11	請求	大久保線外1線道路維持工事 金入設計書		6/19	公開		清武・建設課
179	6/11	請求	平成27年度内山地区治山工事 金入設計書		6/18	公開		高岡・農林水産課
180	6/11	請求	西前島雨水管渠整備工事(その4) 金入設計書		6/16	公開		土木課
181	6/11	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 金入設計書		6/18	公開		水道整備課
182	6/11	請求	堀口配水タンク所築造工事 金入設計書		6/18	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
183	6/11	請求	・下水道管路施設耐震化工事(27-5) ・下水道管路施設耐震化工事(27-3) ・高岡汚水準幹線(27-1 工区)下水道管布設工事 ・下水道管路施設耐震化工事(27-1) ・吉村通線(27-1 工区)下水道管布設工事 ・下那珂汚水準幹線(27-1 工区)下水道管布設工事 ・木花駅東通線(27-1 工区)下水道管布設工事 金入設計書		6/22	公開		下水道整備課
184	6/11	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(5 工区但し舗装工)金入設計書		6/15	公開		市街地整備課
185	6/11	請求	・桑木田線道路改良工事(27-1 工区但し舗装工) ・平成 27 年度春田東十線舗装打換工事 金入設計書		6/15	公開		佐土原・建設課
186	6/11	請求	大坪通線舗装打換工事 金入設計書		6/24	公開		道路維持課
187	6/11	請求	・清武総合運動公園第 2 野球場園路整備工事(1 工区舗装工) ・清武総合運動公園第 2 野球場園路整備工事(3 工区舗装工) 金入設計書		6/16	公開		公園緑地課
188	6/12	請求	宮崎市が 2014 年度に調査、認定された障害者虐待、及び虐待疑いについて、養護者、施設等従事者、使用者ごとに、その虐待の種別が分かる公文書		6/23	公開		障がい福祉課
189	6/12	請求	宮崎市が 2015 年度に調査、認定された障害者虐待及び虐待疑いについて、養護者、施設等従事者、使用者ごとにその虐待行為の種別がわかる公文書 ・2014 年度、15 年度の台帳及びケース記録		6/23	非公開	第 7 条第 1 号 及び 第 7 条第 2 号	障がい福祉課
190	6/12	請求	平成 27 年度工番(水施簡)第 7 号 堀口配水タンク築造工事のうち電気・機会設備工事 金入設計書		6/23	公開		水道整備課
191	6/12	請求	平成 27 年度工番(水施簡)第 8 号 浦之名新低地区配水池築造工事のうち電気・機械設備工事 金入設計書		6/23	公開		水道整備課
192	6/12	請求	平成 26 年度工番(水施簡)第 4 号 去川配水池本体築造工事 金入設計書		6/23	公開		水道整備課
193	6/12	請求	平成 26 年度工番(更)第 16 号 県道城ヶ崎清武線外 1 線配水管布設替工事 金入設計書		6/23	公開		水道整備課
194	6/12	請求	平成 25 年度工番(更)第 24 号 希望ヶ丘 1 号線配水管布設替工事 金入設計書		6/23	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
195	6/12	請求	宮崎市が 2014 年度に調査、認定された障害者虐待及び虐待疑いについて、養護者、施設等従事者、使用者ごとにその虐待行為の種別が分かる文書		6/23	公開		障がい福祉課
196	6/15	請求	清武運動公園第 2 野球場園路整備工事(1 工区張芝工) 金入設計書		6/25	公開		公園緑地課
197	6/15	請求	本野原遺跡保存整備工事(2 工区造成工事) 金入設計書		6/17	公開		文化財課
198	6/15	請求	平成 26 年度小学校・中学校 カーテン購入に関する入札結果		6/17	公開		企画総務課
199	6/15	請求	平成 26 年度政務活動費収支報告書及び添付書類、全会派分		6/25	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	総務課
200	6/16	請求	宮崎市立生目台東小学校給食室空調設備設置工事 金入設計書		6/24	公開		学校施設課
201	6/16	請求	堀口配水タンク所築造工事のうち電気・機械設備工事 金入設計書		6/19	公開		水道整備課
202	6/16	請求	・平成 22 年度第 1 回宮崎市文化財審議会資料(小松原焼関係) ・平成 22 年 11 月 1 日付「宮崎市指定候補物件について(答申)」(小松原焼関係)		6/24	公開		文化財課
203	6/16	請求	①薬局の開設許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ②薬局製剤製造販売業の許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、許可番号 ④毒劇物一般販売業の登録施設 業者名、店舗名、所在地、電話番号、有効期間、登録番号 ⑤高度管理医療機器等販売業・貸与業 販売業者名、店舗名称、所在地、許可番号、有効期間		6/29	公開		保健医療課
204	6/17	請求	清武運動公園第 2 野球場園路整備工事(1~4 工区舗装工) 金入設計書		6/25	公開		公園緑地課
205	6/17	請求	宮崎市男女共同参画センター及び地域子育て支援拠点施設整備工事のうち建築工事 金入設計書		6/30	公開		地域コミュニティ課
206	6/17	請求	平 27 年度白浜海水浴場施設工事 金入設計書		6/30	公開		観光課
207	6/17	請求	清武総合運動公園屋内投球練習場新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		6/24	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
208	6/17	請求	宮崎市議会議場改修工事 金入設計書		6/30	公開		総務課
209	6/17	請求	・宮崎市立檜中学校中校舎東便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬小学校中校舎西棟便所改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		6/30	公開		学校施設課
210	6/18	請求	宮崎市〇〇〇 字図		6/29	公開		資産税課
211	6/18	請求	・清武1号汚水幹線(27-1工区)下水道管敷設工事 ・木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 ・木原1号汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金額入設計書		7/1	公開		下水道整備課
212	6/18	請求	木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		6/29	公開		下水道整備課
213	6/18	申出	宮崎市内の無許可墓地及び無許可納骨堂(6月15日時点で指導中のものに限る)について、市が墓地・納骨堂運営者らに指導したことがわかる文書。運営者側から提出された改善状況等を記した文書。いずれも2015年6月15日時点で市が所有している分に限る。		6/29	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号及び第7条第5号	保健衛生課
214	6/19	請求	・加納汚水幹線(27-1工区)下水道管敷設工事 ・木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 ・木原1号汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金額入設計書		6/26	公開		下水道整備課
215	6/19	請求	・飯田土地区画整理事業6-49号線外道路築造工事 ・東部区画第二整理事業10-7号線外2線道路築造及び整地工事 金入設計書(当初)		7/2	公開		区画整理課
216	6/19	請求	・本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事) ・本野原遺跡保存整備工事(3工区造成工事) 金入設計書(当初)		6/25	公開		文化財課
217	6/19	請求	清武総合運動公園第2野球場園路整備工事 金入設計書(当初)		7/1	公開		公園緑地課
218	6/19	申出	昭和45年宮崎市都市計画図67-47		6/24	公開		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
219	6/19	請求	平成30基準年度固定資産評価替え業務プロポーザル選定結果における選定委員の採点表		7/1	公開		資産税課
220	6/19	請求	〇〇〇が△月△日早朝に救急車で運ばれた記録		7/2	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	北署
221	6/19	請求	平成26年度工事成績評定結果一覧表		6/22	公開		契約課
222	6/19	請求	建設企業委員会(19年度～21年度分)委員会議事録		7/3	公開		議事調査課
223	6/19	請求	宮崎市教育委員会で帖佐伸一局長時代に協議された小松原窯(焼)を無形文化財に登録するため審議継続になった事の分かる資料		6/29	非公開	不存在	文化財課
224	6/19	請求	小松原窯(焼)の宮崎市無形文化財に登録に係る文化財審議会の資料(答申書、調査報告書、会議録)		6/29	公開		文化財課
225	6/22	請求	木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書(当初)		7/1	公開		下水道整備課
226	6/22	請求	・堀口配水タンク所築造工事 ・浦之名新低地区配水池築造工事 金入設計書		6/25	公開		水道整備課
227	6/22	請求	平成24、25、26年度(3カ年分)の浄化槽設置実績 ①業者別の公設合併処理浄化槽設置件数一式 ②旧宮崎市、佐土原、高岡、田野、清武地区別で処理対象人員別(5・7・10人槽別等で分けた)の公設合併処理浄化槽設置件数一式 ③旧宮崎市、佐土原、高岡、田野、清武地区別で処理対象人員別(5・7・10人槽別等で分けた)の公設以外の自ら設置した浄化槽設置件数一式		6/26	公開		廃棄物対策課
228	6/22	請求	西前島雨水管渠整備工事(その4) 金入設計書		6/24	公開		土木課
229	6/22	請求	清武総合運動公園第2野球場園路整備工事(2工区舗装工) 金入設計書		6/25	公開		公園緑地課
230	6/22	請求	大坪通線舗装打換工事 金入設計書		7/2	公開		道路維持課
231	6/22	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事) 金入設計書		6/25	公開		文化財課
232	6/22	請求	去川和石線道路改良工事(32工区)但し法面工 金入設計書		7/2	公開		高岡・建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
233	6/22	請求	・加納汚水準幹線(27-1工区)下水道管敷設工事 ・木原汚水準幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 ・木原1号汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		6/26	公開		下水道整備課
234	6/22	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・堀口配水タンク所築造工事 金入設計書		6/25	公開		水道整備課
235	6/22	請求	加納汚水準幹線(27-1工区)下水道管敷設工事 金入設計書		7/6	公開		下水道整備課
236	6/22	請求	・平成27年度大島通線外25線街路樹維持管理業務委託 ・平成27年度学園通線外63線街路樹維持管理業務委託 ・平成27年度大塚台4号線外10線草刈業務委託 ・平成27年度下江上畑線外21線草刈業務委託 金入設計書		6/26	部分公開	第7条 第6号	道路維持課
237	6/22	請求	・橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・清武通線外3線草花植栽管理業務委託 金入設計書		6/25	部分公開	第7条 第6号	景観課
238	6/22	請求	平成27年度都市公園等管理業務委託(その他都市計画公園) 金入設計書		6/24	部分公開	第7条 第6号	佐土原・建設課
239	6/22	請求	・平成27年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・平成27年度都市公園等管理業務委託(生目台公園外) ・平成27年度都市公園等管理業務委託(平原公園外) 金入設計書		6/25	部分公開	第7条 第6号	公園緑地課
240	6/22	請求	・大淀処理場外造園管理業務委託 ・宮崎処理場外造園管理業務委託 金入設計書		6/29	部分公開	第7条 第6号	下水道施設課
241	6/22	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託 金入設計書		6/26	部分公開	第7条 第6号	浄水課
242	6/22	請求	宮崎市同報系防災行政無線デジタル化整備工事(その9) 金入設計書		6/24	公開		危機管理課
243	6/22	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事) 金入設計書		6/25	公開		文化財課
244	6/22	請求	加納汚水準幹線(27-1工区)下水道管敷設工事 金入設計書		7/6	公開		下水道整備課
245	6/23	請求	・清武総合運動公園第2野球場グラウンド整備工事(3工区芝生舗装) ・清武総合運動公園多目的グラウンド改修工事(4工区張芝工)		6/25	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			・清武総合運動公園第2野球場園路整備工事(1工区張芝工) 金入設計書					
246	6/23	請求	自治公民館空調機器に関する資料 ①平成22年7月5日宮崎駅前地区自治公民館が所管課に対し、見積書と平面図を提出した資料 ②①に対して所管課から庁内建設部署に対し、見積書の点検依頼した資料 ③①についての庁内建設部署から所管課に対し「見積書は妥当である」との回答書(平成22年7月12日)		7/1	公開		地域コミュニティ課
247	6/23	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		7/7	部分公開	第7条第2号	建築指導課
248	6/23	申出	建築計画概要書 ・ERI15012854号 平成27年5月22日付 ・ERI15012863号 平成27年5月26日付		7/7	公開		建築指導課
249	6/24	請求	宮崎市教育委員会で(帖佐伸一)局長時代に小松原窯(焼)を無形文化財に登録するために、協議審議され継続になったことこの分かる資料		6/29	非公開	不存在	文化財課
250	6/24	請求	H26年度における災害用マンホールトイレ等購入に係る入札結果		7/1	部分公開	第7条第6号	契約課
251	6/26	請求	宮崎市生目台東小学校給食室空調設備設置工事 金入設計書		6/26	公開		学校施設課
252	6/26	請求	平成27年度下江上畑線外21線草刈委託業務 金入設計書		7/3	部分公開	第7条第6号	道路維持課
253	6/26	請求	本野原遺跡保存整備工事(2工区造成工事)金入設計書		7/2	公開		文化財課
254	6/26	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・堀口配水タンク所築造工事 金入設計書		7/3	公開		水道整備課
255	6/26	請求	・昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(4工区) ・昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(5工区) ・昭通通線(小戸之橋)旧橋撤去工事(6工区) 金入設計書		6/29	公開		市街地整備課
256	6/26	請求	和田山3号線外1線道路改良工事 金入設計書		7/2	公開		佐土原・建設課
257	6/26	請求	・清武1号污水幹線(26-4工区)下水道管布設工事 ・清武1号污水幹線(26-6工区)下水道管布設工事 ・清武1号污水幹線(26-7工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/1	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
258	6/29	請求	加納地区公立公民館建設工事のうち電気設備工事 金入設計書		7/8	公開		生涯学習課
259	6/29	請求	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置届出書		7/13	公開		廃棄物対策課
260	6/30	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図(縮尺 1/1000)		7/8	公開		資産税課
261	7/1	請求	平成 27 年度工番(更)第 13 号 市道大島通線配水管布設替工事(その 2) 金入設計書		7/14	公開		水道整備課
262	7/1	請求	宮崎市男女共同参画センター及び地域子育て支援拠点施設整備工事のうち機械設備工事 金入設計書		7/10	公開		地域コミュニティ課
263	7/1	請求	去川圧力調整槽築造及び去川配水タンク所外構工事 金入設計書		7/14	公開		水道整備課
264	7/2	請求	宮崎市〇〇〇 △△△に類する店舗の申請者氏名、法人であれば法人名・代表者氏名・住所所在地・電話番号		7/10	公開		保健衛生課
265	7/2	申出	平成 27 年 7 月 2 日現在の宮崎市内の飲食店の営業許可一覧のうち屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話は除く)・申請者氏名、法人の場合は代表者名		7/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
266	7/2	申出	工事設計書(工事内訳書、明細書含む)金入設計書 ・富吉浄水場中央監視制御設備工事更新工事 ・富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事 ・富吉浄水場非常用自家発電設備更新工事		7/13	公開		浄水課
267	7/2	請求	浮田鳥越地区急傾斜地崩壊対策工事 金入設計書(当初)		7/3	公開		土木課
268	7/2	請求	去川和石線道路改良工事(29 工区)但し法面工 金入設計書(当初)		7/7	公開		高岡・建設課
269	7/3	請求	・第 3 池田台団地開発に当たっての開発許可申請書の写し ・同団地の都市計画法による公共施設に関する協議書の写し		7/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
270	7/3	請求	指名業者登録に際しての次の添付書類 株式会社〇〇〇に係る貸借対照表及び損益計算書の写し(直近から過去 5 年分)		7/10	部分公開	第 7 条 第 3 号	契約課
271	7/3	請求	建設企業委員会議事録 ・平成 19.6.12 ・平成 20.5.27 ・平成 20.12.12 ・平成 21.3.17 ・平成 21.5.27		7/8	公開		議事調査課
272	7/3	請求	平成 27 年度社会福祉法人名簿		7/16	公開		福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
273	7/3	申出	平成27年6月1日から平成27年6月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		7/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
274	7/3	申出	平成27年6月1日から平成27年6月30日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		7/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
275	7/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年6月1日～平成27年6月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		7/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
276	7/3	申出	宮崎市内の美容所の次の事項(平成27年7月3日現在) ・店舗名称 ・店舗所在地		7/16	公開		保健衛生課
277	7/3	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		7/16	公開		保健衛生課
278	7/3	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		7/16	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
279	7/6	請求	・清武汚水幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 ・木原汚水幹線(27-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/13	公開		下水道整備課
280	7/6	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館に関する次の事項について(廃止以外) ・営業許可施設の名称、所在地、郵便番号、電話番号 ・営業許可主体の名称(会社名・代表者名) ・営業者の住所、郵便番号、電話番号(法人のみ) ・客室数		7/17	公開		保健衛生課
281	7/6	請求	宮崎市内の病院・診療所・歯科医院に関する次の事項について		7/17	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			・名称 ・開設者 ・管理者 ・郵便番号 ・所在地 ・電話番号 ・病床数(内訳) ・診療科目(内訳) ・開設年月日					
282	7/6	申出	平成 27 年 6 月 1 日～6 月 30 日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		7/10	公開		保健衛生課
283	7/6	請求	〇〇〇の底地に係る行政財産目的外使用許可申請書及び使用許可書		7/15	部分公開	第 7 条 第 3 号	都市計画課
284	7/6	請求	平成 23 年度及び 24 年度内に小松原窯に関する協議(教育委員会局長)がなされ、無形文化財に登録するため、審議継続にされている記録及び資料		7/13	非公開	不存在	文化財課
285	7/6	申出	ばい煙発生施設の一覧		7/8	公開		環境保全課
286	7/7	請求	富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事 金入設計書		7/13	公開		浄水課
287	7/7	請求	平成 27 年度(工)1 号宮崎市配水管修繕等業務委託 金入設計書		7/21	公開		配水管理課
288	7/8	請求	清武町第 3 水源地ポンプ更新工事 金入設計書		7/17	公開		営業所工務課
289	7/8	請求	清武工業用水道施設 2 号ポンプ電動弁更新工事 金入設計書		7/17	公開		営業所工務課
290	7/8	請求	去川送水ポンプ施設電気・機械設備工事 金入設計書		7/15	公開		水道整備課
291	7/8	請求	去川圧力調整槽及び去川配水タンク所電気・機械設備工事 金入設計書		7/15	公開		水道整備課
292	7/8	請求	宮崎市高岡温泉やすらぎの郷 2 号井戸温泉ポンプ取替設備工事 金入設計書		7/17	公開		高岡・地域総務課
293	7/8	請求	宮崎市の〇〇〇氏を無形文化財に保存登録する審議委員会・会議事録・指定候補者に係る、宮崎市が負担されている予算・費用並びに担当職員 2 名の鹿児島県出張旅費、答申書、調査報告書、会議事録、その他		7/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	文化財課
294	7/8	請求	平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに新規で飲食店営業許可を取得したもののうち、次の項目 ・申請者名(法人の場合は代表者名も)、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業所許可番号、初期許可年月日(仮設移動、短期営業、自動販売機を除く)。		7/21	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 7 条 第 3 号	保健衛生課
295	7/8	申出	建築計画概要書 ・BVJ-F15-10-0647 号 平成 27 年 5 月 29 日付 ・ERI15016202 号 平成 27 年 6 月 5 日付 ・ERI15020732 号 平成 27 年 6 月 23 日付		7/22	公開		建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
296	7/8	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		7/22	公開		建築指導課
297	7/9	請求	宮崎市〇〇〇 住居表示台帳		7/10	公開		区画整理課
298	7/9	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17 工区)但し橋梁上部工 金入設計書		7/22	公開		土木課
299	7/9	請求	宮崎市赤江老人福祉センターソーラー用蓄熱槽塩素注入装置設置工事 金入設計書		7/14	公開		長寿支援課
300	7/9	請求	(仮称)加納地区公立公民館建設工事のうち空調換気設備工事及び給排水衛生設備工事 金入設計書		7/17	公開		生涯学習課
301	7/9	請求	宮崎市男女共同参画センター及び地域子育て支援拠点施設整備工事のうち機械設備工事 金入設計書		7/17	公開		地域コミュニティ課
302	7/9	請求	・宮崎市立江南小学校プールろ過機更新工事 ・宮崎市立赤江小学校プールろ過機更新工事 ・宮崎市立生目台東小学校給食室空調設備設置工事 ・宮崎市立檜北小学校給食室空調設備設置工事 金入設計書		7/17	公開		学校施設課
303	7/9	請求	平成 26 年度蛸原排水機場機械器具改修工事 金入設計書		7/17	公開		農村整備課
304	7/9	請求	平成 26 年度二ツ立排水機場機械器具改修工事 金入設計書		7/17	公開		佐土原・農林水産課
305	7/9	請求	平成 26 年度松小路アンダー排水ポンプ更新工事 金入設計書		7/9	公開		佐土原・建設課
306	7/9	請求	・高岡 2 号マンホールポンプ場電気機械設備工事 ・塩田橋マンホールポンプ場電気機械設備工事 ・木原 1 号マンホールポンプ場電気機械設備工事 ・信成町マンホールポンプ場電気機械設備工事 金入設計書		7/23	公開		下水道施設課
307	7/9	請求	・木花処理場脱臭設備外改築工事 ・農業集落排水尾平処理場機能強化機械設備工事 金入設計書		7/23	公開		下水道施設課
308	7/9	請求	・青葉台配水ポンプ所ポンプ設備更新工事 ・講原配水ポンプ所ポンプ更新工事 金入設計書		7/16	公開		配水管理課
309	7/9	請求	清武工業用水道施設 2 号ポンプ電動弁更新工事 金入設計書		7/17	公開		営業所工務課
310	7/9	請求	清武町第 3 水源地ポンプ更新工事 金入設計書		7/17	公開		営業所工務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
311	7/9	申出	建築計画概要書 H16.9.9 No.882		7/14	公開		建築指導課
312	7/10	請求	社会福祉法人〇〇〇の収支計算書		7/21	公開		福祉総務課
313	7/10	請求	木原1号汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
314	7/10	請求	木原汚水幹線(27-1工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
315	7/10	請求	木原汚水幹線(27-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
316	7/10	請求	木原汚水幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
317	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
318	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
319	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-4工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
320	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-6工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
321	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-8工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
322	7/10	請求	清武汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
323	7/10	請求	清武汚水幹線(27-2工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
324	7/10	請求	清武汚水幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
325	7/10	請求	加納汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
326	7/10	請求	加納汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
327	7/10	請求	去川圧力調整槽築造及び去川配水タンク所外構工事 金入設計書		7/17	公開		水道整備課
328	7/10	請求	東部第二区画整理事業今村通線外5線年道路築造及び整地工事 金入設計書		7/22	公開		区画整理課
329	7/10	請求	東部第二区画整理事業今村通線下水道管布設工事 金入設計書		7/22	公開		区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
330	7/10	請求	飯田土地区画整理事業 6-49 号線外道路築造工事 金入設計書		7/22	公開		区画整理課
331	7/10	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17 工区)但し橋梁上部工 金入設計書		7/22	公開		土木課
332	7/10	請求	清武総合運動公園第 2 野球場園路整備工事(4 工区舗装工) 金入設計書		7/22	公開		公園緑地課
333	7/10	請求	大型団地内道路排水対策整備工事(池田台団地)(その 1) 金入設計書		7/22	公開		清武・建設課
334	7/10	請求	麓梅谷線排水溝改修工事 金入設計書		7/22	公開		田野・建設課
335	7/10	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(2 工区) 金入設計書		7/22	公開		市街地整備課
336	7/10	請求	浦之名地区送配水推進工事 金入設計書		7/17	公開		水道整備課
337	7/10	請求	高岡汚水幹線(27-4 工区)外下水道管布設工事 金入設計書		7/15	公開		下水道整備課
338	7/13	請求	第 3 池田台開発に当たっての開発行為許可申請書(昭和 58 年 8 月 31 日付け)中、別紙No.2「都市計画法第 32 条による公共施設に関する協議書 その他の事項について」に記載されている次の事項に関する協議書の写し ・汚水排水施設について、維持管理等を他者へ移す場合は申請者との間に協定書を作成し提出すること(環境保健課)		7/27	非公開	不存在	清武・地域総務課
339	7/13	請求	宮崎市内で平成 27 年 6 月 13 日から平成 27 年 7 月 13 日までに新規確認を受けた理美容所。・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		7/16	公開		保健衛生課
340	7/15	申出	指定避難所である小中学校(以下 5 校)の体育館に使用している板ガラスの種類と面積が分かる資料(図面や建具表など) ・小学校(3 校):江平小学校、佐土原小学校、青島小学校 ・中学校(2 校):赤江中学校、田野中学校		7/29	公開		学校施設課
341	7/15	請求	宮崎県国民健康保険団体連合会の第三者加害求償にかかる調査結果が記載された書類のうち、下記のもの。 平成〇年〇月〇日、宮崎市△△△で発生した事故(同事故について国保連の整理番号は「宮国保連第□□□号」となっている)について、国保連が第三者求償に関して実施した調査結果を示した書類のうち、◇◇◇から事情を聴取した結果が示された部分			取り下げ		国保年金課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
342	7/15	請求	平成 27 年 3 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日までに飲食店の営業許可を取得した者の屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		7/24	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
343	7/15	請求	平成 27 年 3 月 1 日～平成 27 年 4 月 30 日までに理美容の営業許可を取得した者の屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		7/24	公開		保健衛生課
344	7/15	申出	宮崎市建築指導課が所有する次の文書 宮崎市内宗教法人(またはその関係者)が住宅を増築したり、納骨堂を建てたりしたことがわかる「建築確認」資料。昭和 50 年に作成された分		7/23	部分公開	第 7 条第 3 号及び第 7 条第 4 号	建築指導課
345	7/15	申出	宮崎市が 2015 年 7 月 15 日時点で所有する ・墓地経営届出申請書 ・墓地経営変更許可申請書 ・墓地経営許可(変更)申出書 いずれも昭和 58～61 年に市(県)に提出されたものに限る。		8/4	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
346	7/16	請求	浦之名新低地区配水池築造工事 金入設計書		7/24	公開		水道整備課
347	7/16	請求	平成 30 基準年度固定資産評価替え業務随意契約理由書		7/27	公開		資産税課
348	7/17	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△、□□□、◇◇◇の平成 26 年度決算書一式 ①貸借対照表 ②収支計算書		7/27	公開		福祉総務課
349	7/17	申出	宮崎市における 6 月 30 日現在の飲食店営業許可取得店舗情報 業種、屋号、営業所所在地、営業所ビル名、営業所電話番号、営業者氏名、営業者法人代表者肩書、営業者法人代表者氏名、許可年月日、初回許可年月日		7/30	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
350	7/17	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17 工区)但し橋梁上部工 金入設計書		7/22	公開		土木課
351	7/21	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△の平成 26 年度の収支が分かるもの		7/23	公開		福祉総務課
352	7/22	請求	平成 27 年度宮崎市営住宅樹木剪定外管理業務委託(大淀川以南) 金入設計書		7/28	部分公開	第 7 条第 6 号	住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
353	7/22	請求	・平成 27 年度大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) ・平成 27 年度都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ・平成 27 年度生目古墳群史跡公園管理業務委託 金入設計書		7/29	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
354	7/22	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		8/10	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
355	7/22	申出	建築計画概要書 ERI 15023845 号 平成 27 年 7 月 2 日付		8/10	公開		建築指導課
356	7/23	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△、□□□、◇◇◇の平成 26 年度事業報告書		8/4	部分公開	第 7 条 第 2 号	福祉総務課
357	7/23	請求	・加納汚水幹線(27-1 工区)下水道管布設工事 ・清武 1 号汚水幹線(27-1 工区)下水道管布設工事 金入設計書		8/5	公開		下水道整備課
358	7/23	請求	・桜ヶ丘 2 号線外 1 線配水管布設替工事 ・県道高岡郡司分線配水管布設替工事 金入設計書		7/30	公開		水道整備課
359	7/24	請求	・宮崎処理場外造園管理業務委託 ・大淀処理場外造園管理業務委託 金入設計書		8/3	部分公開	第 7 条 第 6 号	下水道施設課
360	7/24	請求	宮崎市庁舎外樹木管理及び花壇管理業務委託 金入設計 書			取り下げ		管財課
361	7/24	申出	宮崎市〇〇〇付近の地番図 1/1250 A3 サイズ			取り下げ		資産税課
362	7/24	申出	昭和 45 年宮崎市都市計画図 67-27、67-33		7/29	公開		都市計画課
363	7/24	請求	宮崎市〇〇〇付近字図		8/4	公開		資産税課
364	7/24	請求	・蓮ヶ池青水 2 号線排水溝整備工事 ・小松上川原 10 号線排水溝整備工事 ・老松宮崎小 2 号線排水溝整備工事 ・本郷南方上無田 2 号線外 2 線排水溝整備工事 ・島之内境田 3 号線外 2 線排水溝整備工事 ・祇園 4 の 2 号線排水溝整備工事 金入設計書		7/28	公開		道路維持課
365	7/24	請求	平成 27 年度内山地区治山工事 金入設計書		7/31	公開		高岡・農林水 産課
366	7/24	請求	・平成 27 年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0001、 0002、0003) ・平成 27 年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0007)		7/29	公開		廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			金入設計書					
367	7/24	請求	平成 27 年度加江田入料地区排水改良事業排水路工事 金入設計書		7/31	公開		農村整備課
368	7/24	請求	平成 27 年度瓜生野前原地区農道水路維持事業水路改修工事 金入設計書		7/31	公開		農村整備課
369	7/24	請求	平成 27 年度芳士青水地区農道水路維持事業水路改修工事 金入設計書		7/31	公開		農村整備課
370	7/24	請求	・役場中山線排水溝流末改修工事 ・去川和石線道路改良工事(32 工区)但し法面工 ・法ヶ代 1 号線落石防護柵設置工事 ・赤谷 1 号線維持補修工事 金入設計書		7/30	公開		高岡・建設課
371	7/24	請求	・松小路土地区画整理事業 1 街区構造物撤去工事 ・東部第二区画整理事業 10-7 号線外 2 線道路築造及び整地工事 ・飯田土地区画整理事業 6-49 号線外道路築造工事 ・東部第二区画整理事業今村通線下水道管布設工事 ・東部第二区画整理事業今村通線外 5 線年道路築造及び整地工事 金入設計書		8/3	公開		区画整理課
372	7/24	請求	・大久保線外 1 外道路維持工事 ・大型団地内道路排水対策整備工事(池田台団地)(その 1) ・中泉山ノ口線外 2 線道路維持工事 金入設計書		8/3	公開		清武・建設課
373	7/24	請求	・本野原遺跡保存整備工事(2 工区造成工事) ・本野原遺跡保存整備工事(3 工区造成工事) 金入設計書		7/29	公開		文化財課
374	7/24	請求	・大型団地内道路排水対策整備工事(宮本団地) ・平成 27 年度居原舗装打換工事(但し排水工) ・馬場尾原線舗装打換工事(但し排水工) ・大型団地内道路排水対策整備工事(小牧台団地) 金入設計書		7/31	公開		佐土原・建設課
375	7/24	請求	清武総合運動公園第 2 野球場園路整備工事(4 工区舗装工)		7/29	公開		公園緑地課
376	7/24	請求	宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(2 工区) 金入設計書		7/28	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
377	7/24	請求	麓梅谷線排水溝改修工事 金入設計書		8/3	公開		田野・建設課
378	7/24	請求	・花ヶ島山崎線道路改良工事(17工区)但し橋梁上部工 ・上富吉排水路整備工事 金入設計書		8/3	公開		土木課
379	7/24	請求	平成27年7月24日現在、宮崎市内で食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設の一覧 仮設移動、臨時営業、自動販売機を除く。項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者名(法人の場合は代表者名も)、申請者住所、申請者電話番号、初期許可年月日		8/3	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
380	7/27	請求	赤江古墳・大淀古墳管理業務委託(平成27年度) 金入設計書		8/3	部分公開	第7条第6号	文化財課
381	7/27	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園業務委託(平成27年度) 金入設計書		8/5	部分公開	第7条第6号	浄水課
382	7/28	申出	宮崎市〇〇〇付近の地番図・航空写真		7/31	公開		資産税課
383	7/28	請求	清武1号汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 金入設計書		8/10	公開		下水道整備課
384	7/28	請求	社会福祉法人〇〇〇 平成26年度の収支が分かるもの(資産収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、財産目録)		7/29	公開		福祉総務課
385	7/30	申出	建築計画概要書 S49.6.18 No.742		7/31	部分公開	第7条第3号	建築指導課
386	7/31	請求	建築計画概要書(平成27年1月1日から平成27年7月31日までに建築確認されたもの)		8/5	公開		建築指導課
387	8/3	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6工区) 金入設計書		8/4	公開		市街地整備課
388	8/3	請求	・芳士四本松線道路改良工事(12工区) ・花ヶ島山崎線道路改良工事(17工区)但し橋梁上部工 金入設計書		8/12	公開		土木課
389	8/3	請求	東部第二土地区画整理事業今村通線外5線道路築造及び整地工事 金入設計書		8/12	公開		区画整理課
390	8/3	請求	宮崎市同報系防災行政無線デジタル化整備工事(その13) 金入設計書		8/5	公開		危機管理課
391	8/3	請求	芳士四本松線道路改良工事(12工区) 金入設計書		8/10	公開		土木課
392	8/3	申出	理容所・美容所事業登録データ(平成27年7月30日現在) ・営業所名・所在地・営業所電話番号・開設者氏名(法人の場合は代表者氏名も)・確認年月日		8/10	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
393	8/3	申出	【地域】宮崎市内 【対象】2015年6月1日～2015年6月末日に新規許可をとった飲食店施設(固定店舗を持たない臨時営業、自動販売機、移動販売、露店を除く) 【内容】屋号、営業所所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)、営業所電話番号、許可年月日、許可業種(種目)		8/10	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
394	8/3	申出	【地域】宮崎市内 【対象】2015年6月1日～2015年6月末日に新規許可をとった理美容施設 【内容】屋号、営業所所在地、営業者氏名(法人の場合は代表者氏名も)、営業所電話番号、許可年月日、許可業種(種目)		8/10	公開		保健衛生課
395	8/3	請求	下水道整備課が(株)〇〇〇より入手し、7/14、7/17の立会時に提示した写真およびすべての資料 青島処理区(内海16-1工区)下水道管布設工事		8/11	部分公開	第7条第2号	下水道整備課
396	8/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年7月1日～平成27年7月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		8/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
397	8/3	請求	社会福祉法人〇〇〇、△△△、□□□の平成27年度現況報告書、平成26年度の資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録		8/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	福祉総務課
398	8/3	申出	平成27年5月1日～5月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		8/10	公開		保健衛生課
399	8/4	申出	平成7年度に作成又は策定された又は立案された清武町の公共下水道全体計画が記された文書		8/13	公開		下水道整備課
400	8/4	請求	宮崎市のばい煙発生施設 工場・事業場名、所在地、ばい煙発生施設の種類、施設設置年月日、使用燃料、燃料の燃焼能力		8/6	公開		環境保全課
401	8/5	請求	平成27年工番(簡)第5号 浦之名新低地区配水池築造工事のステンレス製配水池資材費の見積り。ステンレス製配水池据付労務費の見積り		8/7	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
402	8/5	申出	平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		8/11	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
403	8/5	請求	宮崎市内で許可を受けている納骨堂の次の事項 名称、所在地、許可年月日		8/19	公開		保健衛生課
404	8/6	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図(縮尺 1/1250)		8/18	公開		資産税課
405	8/6	申出	平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		8/11	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
406	8/6	請求	宮崎市大瀬浄水場用地の住民訴訟に係る訴状(被告変更後のもの)		8/17	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	財務課
407	8/7	申出	宮崎県高岡町一般廃棄物最終処分場(管理型本体工事)図書のうち全体平面図及び標準断面図		8/11	公開		廃棄物対策課
408	8/7	請求	跡江地区農業集落排水施設(27-1 工区)下水道接続工事 金入設計書		8/19	公開		下水道整備課
409	8/7	請求	・吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6 工区) ・昭和通線(小戸之橋)工事に用仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		8/12	公開		市街地整備課
410	8/7	請求	東部第二土地区画整理事業今村通線外 5 線道路築造及び 整地工事 金入設計書		8/19	公開		区画整理課
411	8/7	請求	高岡汚水幹線(27-3 工区)下水道管布設工事 金入設計書		8/18	公開		下水道整備課
412	8/7	請求	高岡汚水幹線(27-5 工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/18	公開		下水道整備課
413	8/7	請求	高岡汚水幹線(27-7 工区)外下水道管布設工事 金入設計書		8/18	公開		下水道整備課
414	8/7	請求	加納汚水幹線(27-2 工区)下水道管布設工事 金入設計書		8/17	公開		下水道整備課
415	8/10	請求	富吉浄水場非常用自家発電設備更新工事 金入設計書		8/18	公開		浄水課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
416	8/10	請求	富吉浄水場受変電設備及び運転操作設備更新工事 金入設計書		8/18	公開		浄水課
417	8/10	請求	富吉浄水場中央監視制御設備更新工事 金入設計書		8/18	公開		浄水課
418	8/10	申出	平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までに飲食店営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		8/19	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
419	8/10	申出	平成 27 年 5 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第 3 条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		8/19	部分公開	第 7 条第 2 号	区画整理課
420	8/11	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17 工区)但し橋梁上部工 金入設計書		8/21	公開		土木課
421	8/11	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		8/17	公開		市街地整備課
422	8/12	申出	建築計画概要書 ・宮崎市 第 166 号 平成 27 年 7 月 21 日付 ・宮崎市 第 189 号 平成 27 年 8 月 5 日付 ・ERI 第 15026043 号 平成 27 年 7 月 13 日付 ・ERI 第 15026330 号 平成 27 年 7 月 13 日付 ・BVJ-F-11-0647 号 平成 27 年 7 月 7 日付		8/21	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
423	8/12	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		8/21	部分公開	第 7 条第 2 号	建築指導課
424	8/13	申出	危険物施設(地下貯蔵タンク)一覧表(施設区分、事業所名、所在地、危険物の類別、タンクの容量)		8/26	公開		予防課
425	8/17	請求	小松平岩線道路改良工事(5 工区) 金入設計書		8/27	公開		土木課
426	8/18	申出	平成 27 年 8 月 18 日現在における飲食店データのうち、次の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、初期許可年月日、内容名称		8/27	部分公開	第 7 条第 2 号及び第 7 条第 3 号	保健衛生課
427	8/20	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17 工区)但し橋梁上部工 金入設計書		8/27	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
428	8/20	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		8/20	公開		市街地整備課
429	8/20	請求	平成 27 年 4 月 26 日執行宮崎市議会議員選挙 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨(第 1 回報告分)		8/25	公開		選挙管理委員会事務局
430	8/20	請求	宮崎市内で平成 27 年 7 月 14 日から平成 27 年 8 月 20 日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		8/27	公開		保健衛生課
431	8/21	請求	宮崎市〇〇〇付近の航空写真及び地番図		8/28	公開		資産税課
432	8/24	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		7/22	公開		建築指導課
433	8/25	請求	柳丸中継ポンプ場 NO.2 揚砂ポンプ外機械設備改築工事 金入設計書		9/2	公開		下水道施設課
434	8/25	請求	宮崎市立共同利用施設空調機器更新工事その 2 金入設計書		9/4	公開		環境保全課
435	8/25	請求	宮崎市公設地方卸売市場水産物低温施設新設工事のうち 機械設備工事 金入設計書		9/4	公開		市場課
436	8/25	請求	清武町第 2 水源地送水ポンプ更新工事 金入設計書		9/3	公開		営業所工務課
437	8/26	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図		9/2	公開		資産税課
438	8/26	請求	松小路江原 1 号線外配水管布設替工事(その 2) 金入設計書		9/3	公開		水道整備課
439	8/26	請求	宮崎市立東大宮中学校屋内運動場大規模改造工事のうち 建築主体工事 金入設計書		9/2	公開		学校施設課
440	8/28	請求	〇〇〇の家屋調査書の駐車場持分資料		9/7	公開		資産税課
441	8/28	請求	宮崎市管財課の所管施設の業務委託の業務名及び委託 会社の名称、所在地・代表者・電話番号及び清掃委託(平 成 27 年度)			取り下げ		管財課
442	8/28	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 △△△(株) 2 宮崎市□□□ ◇◇◇(株)		9/9	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
443	8/28	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 △△△(株) 2 宮崎市□□□ ◇◇◇(株)		9/9	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
444	8/28	請求	宮崎市大瀬浄水場用地の住民訴訟に係る訴状(当初)(被告変更前のもの)		9/9	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	財務課
445	8/28	申出	市道 上町平小牧線(平成27年3月13日供用746m区間)路線平面図		9/14	公開		佐土原・建設課
446	8/28	申出	市道 東桜町駅通線(平成26年5月29日供用550m区間)路線平面図		9/9	公開		田野・建設課
447	8/28	申出	市道 田吉航大線(平成26年6月24日供用350m区間)路線平面図		9/11	公開		土木課
448	8/31	請求	宮崎県伝統工芸士認定推薦書 ○○○(平成15年分)		9/3	非公開	不存在	工業政策課
449	9/1	申出	平成27年8月1日から平成27年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		9/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
450	9/1	申出	平成27年8月1日～8月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		9/11	公開		保健衛生課
451	9/3	申出	平成28年度用中学校教科用図書に関する資料 1 採択協議会スケジュール 2 採択協議会委員名簿 3 採択協議会会議録(採択に至るまで) 4 教科書研究員の名簿 5 採択理由書(地理、歴史、公民、地図のみ) 6 研究員の研究データ(地理、歴史、公民、地図のみ)		9/17	公開		学校教育課
452	9/3	申出	・同和地区の住民に対する事業を実施しているか否か ・実施している場合、その内容と理由、根拠			取り下げ		総務法制課
453	9/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年8月1日～平成27年8月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		9/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
454	9/3	請求	清武1号汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 金入設計書		9/14	公開		下水道整備課
455	9/3	請求	清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 金入設計書		9/14	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
456	9/3	請求	・準用河川産母川河川改修工事(その1) ・準用河川産母川河川改修工事(その2) 金入設計書		9/4	公開		土木課
457	9/3	申出	平成27年8月1日から平成27年8月31日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		9/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
458	9/4	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		9/7	公開		市街地整備課
459	9/4	請求	清武総合運動公園第2野球場園路整備工事(1工区張芝工) 金入設計書		9/11	公開		公園緑地課
460	9/4	請求	・清武汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 ・清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 金入設計書		9/14	公開		下水道整備課
461	9/4	申出	「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づき宮崎市が認可した『土地区画誠意理事業』(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに換地処分がなされた事業についての、土地区画整理法施行規則第5条、第12条などで法定されている下記の1から4の図面及び5の対照表 1 施行地区位置図 2 施行地区区域図 3 換地図その1(従前の土地図) 4 換地図その2(換地処分後の土地図) 5 新旧地番対照表			取り下げ		区画整理課
462	9/4	申出	「都市計画法」及び「都市再開発法」に基づき宮崎市が認可した『市街地再開発事業』で平成23年1月1日から平成26年12月31日までに工事が完了したものについての、都市再開発法施行規則第4条などで法定されている下記の1、2の図面及び3、4の図面と5の対照表 1 施行地区位置図 2 施行地区区域図 3 従前の土地図 4 工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面 5 新旧地番対照表			取り下げ		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定 定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
463	9/4	申出	「都市計画法」及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき宮崎市が認可した『防災街区整備事業』で、平成26年12月31日までに工事が完了したものであるものについて、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則」第77条などで法定されている下記1から5の図面及び5の対照表 1 施行地区位置図 2 施行地区区域図 3 従前の土地図 4 工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面 5 新旧地番対照表			取り下げ		市街地整備課
464	9/4	申出	「都市計画法」及び「首都圏近畿圏の近郊整備地帯及び都市再開発区域の整備に関する法律」に基づき宮崎市が認可した『工業団地造成事業』で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに工事が完了したものであるものについて、「首都圏近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業に関する省令」第9条などで法定されている下記の1から4の図面と5の対照表。 1 事業位置図 2 事業地区区域図 3 従前の土地図 4 工事完了直後の新しい地番がわかる図面 5 新旧地番対照表			取り下げ		都市計画課
465	9/4	申出	「都市計画法」及び「新住宅市街地開発法」に基づき宮崎市が認可した『新住宅市街地開発事業』で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに工事が完了したものであるものについて、新住宅市街地開発法施行規則第8条などで法定されている下記1～4の図面と5の対照表。 1 事業地位置図 2 事業地区区域図 3 従前の土地図 4 工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面 5 新旧地番対象表			取り下げ		開発指導課
466	9/7	請求	宮崎市内で平成27年8月21日から平成27年9月7日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		9/11	公開		保健衛生課
467	9/8	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6工区) 金入設計書		9/8	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
468	9/8	請求	波島萩崎線外1線排水溝整備工事 金入設計書		9/10	公開		道路維持課
469	9/9	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		9/18	公開		建築指導課
470	9/9	申出	建築計画概要書 ERI15030215号 平成27年8月7日付		9/18	公開		建築指導課
471	9/11	請求	平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(〇〇〇邸) 金入設計書		9/17	公開		廃棄物対策課
472	9/14	請求	東部第二土地区画整理事業今村通線下水道管布設工事 金入設計書		9/17	公開		区画整理課
473	9/14	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種全ての施設の一覧 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は法人住所、法人電話番号、法人代表者氏名)、許可日、許可満了日、業種 2015/3/1～2015/8/31の間に新規で許可を受けた施設全て(但し廃業している施設は除く)		9/17	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
474	9/14	申出	道路位置指定 S.55.6.12 第12号 工事設計図		10/1	部分公開	第7条第2号	建築指導課
475	9/15	請求	穆佐第2配水池加圧ポンプ更新工事 金入設計書		9/29	公開		営業所工務課
476	9/15	請求	宮崎市佐土原総合支所庁舎屋上防水改修工事 金入設計書		9/24	公開		管財課
477	9/15	請求	那珂地区公民館屋上防水改修工事 金入設計書		9/18	公開		地域コミュニティ課
478	9/15	請求	穆佐体育館屋上防水改修工事 金入設計書		9/28	公開		文化スポーツ課
479	9/15	請求	宮崎市那珂地区農業構造改善センター多目的ホール棟屋根防水改修工事 金入設計書		9/28	公開		文化スポーツ課
480	9/15	請求	宮崎市北部土地区画整理事業記念体育館防水改修工事 金入設計書		9/28	公開		文化スポーツ課
481	9/15	請求	宮崎市立共同利用施設南赤江センター屋根防水改修工事 金入設計書		9/17	公開		環境保全課
482	9/15	請求	宮崎市立共同利用施設津和田センター屋根防水改修工事 金入設計書		9/17	公開		環境保全課
483	9/15	請求	宮崎市立共同利用施設月見ヶ丘6次センター屋根防水改修工事 金入設計書		9/17	公開		環境保全課
484	9/15	請求	宮崎市木花児童センター屋上防水改修工事 金入設計書		9/24	公開		子育て支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
485	9/15	請求	宮崎市介護老人保健施設さざんか苑大規模改修工事のうち屋上防水改修工事 金入設計書		9/29	公開		保健医療課
486	9/15	請求	宮崎市公設地方卸売市場水産物部卸売場活魚槽設置工事 金入設計書		9/25	公開		市場課
487	9/15	請求	宮崎市中央卸売市場青果・水産棟屋根防水改修工事(その1) 金入設計書		9/25	公開		市場課
488	9/15	請求	宮崎市中央卸売市場青果倉庫A棟屋根防水改修工事(その1) 金入設計書		9/25	公開		市場課
489	9/15	請求	宮崎市中央卸売市場青果・水産棟屋根防水改修工事(その2) 金入設計書		9/25	公開		市場課
490	9/15	請求	宮崎市中央卸売市場青果倉庫 A 棟屋根防水改修工事(その2) 金入設計書		9/25	公開		市場課
491	9/15	請求	宮崎市営住宅希望ヶ丘団地 185・186 棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/18	公開		住宅課
492	9/15	請求	宮崎市営住宅祇園団地 60 棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/18	公開		住宅課
493	9/15	請求	宮崎市営住宅立和原団地 229・230 棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/18	公開		住宅課
494	9/15	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地 219 棟・220 棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/18	公開		住宅課
495	9/15	請求	フローランテ宮崎ガーデンハウス屋根防水改修工事 金入設計書		9/17	公開		公園緑地課
496	9/15	請求	宮崎市立国富小学校中校舎東棟外1棟外壁改修及び屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
497	9/15	請求	宮崎市立田野中学校北校舎西棟屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
498	9/15	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場屋根防水部分改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
499	9/15	請求	宮崎市立広瀬西小学校校舎屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
500	9/15	請求	宮崎市立大塚小学校屋内運動場屋根防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
501	9/15	請求	宮崎市立榎小学校屋内運動場屋根防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
502	9/15	請求	宮崎市立大淀小学校北校舎屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
503	9/15	請求	宮崎市立西池小学校南校舎屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
504	9/15	請求	宮崎市立本郷中学校南校舎屋根防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
505	9/15	請求	宮崎市立東大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
506	9/15	請求	宮崎市立江南小学校北校舎屋上防水部分改修工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
507	9/15	請求	宮崎市立高岡中学校屋内運動場屋根防水改修外工事 金入設計書		9/25	公開		学校施設課
508	9/15	請求	宮崎市立江平小学校給食室屋上防水改修工事 金入設計書		9/25	公開		保健給食課
509	9/15	請求	住吉公民館大集会室屋根改修工事 金入設計書		9/28	公開		生涯学習課
510	9/15	請求	宮崎市立図書館屋上防水改修工事 金入設計書		9/28	公開		生涯学習課
511	9/16	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 △△△株式会社 2 宮崎市□□□ 株式会社◇◇◇ 3 宮崎市××× 有限会社●●●		9/28	部分公開	第7条第3号	市民税課
512	9/17	申出	飲食店営業許可業者一覧(自動販売機、移動販売、露店販売除く)H27.8 現在のもの		9/25	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
513	9/18	申出	平成27年5月1日から平成27年8月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		9/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
514	9/18	申出	宮崎市 市民活動保険制度についての下記文書 ・制度の概要がわかるパンフレット、チラシ等 ・制度の実施要綱、災害補償規定等 ・平成27年度契約時の仕様書 ・平成27年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ・平成27年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ・平成24,25,26年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)		9/28	公開		地域コミュニティ課
515	9/18	申出	トイレトーパーに関する単価契約の入札、開札調書、仕様書		9/29	部分公開	第7条第6号	契約課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
516	9/18	申出	平成 28 年度用教科用図書(中学校)採択に係る ・採択協議会日程、委員名簿、議事録 ・調査研究日程、委員名簿、研究資料(音楽科)		10/30	公開		学校教育課
517	9/24	請求	昭和通線(小戸之橋)工費用仮棧橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		9/25	公開		市街地整備課
518	9/24	請求	清武 1 号汚水幹線(27-3 工区)下水道管布設工事 金入設計書		10/1	公開		下水道整備課
519	9/24	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工 1 工区) 金入設計書		9/25	公開		市街地整備課
520	9/24	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		10/7	公開		建築指導課
521	9/25	請求	シルバー人材センターに対する補助金交付要綱		10/5	公開		商業労政課
522	9/25	請求	開発行為における申請書 宮崎市〇〇〇		10/6	部分公開	第 7 条 第 2 号	開発指導課
523	9/28	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工 1 工区)金入設計書		9/30	公開		市街地整備課
524	9/28	請求	大塚下川原線外 9 線草刈業務委託 金入設計書		10/7	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
525	9/28	請求	宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託 金入設計書		10/7	公開		生涯学習課
526	9/28	請求	都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) 金入設計書		10/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
527	9/28	請求	平成 27 年度市道佐土原駅那珂線外 9 線樹木管理業務委託 金入設計書		10/1	公開		佐土原・建設課
528	9/29	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 有限会社△△△ 2 宮崎市□□□ ◇◇◇株式会社		10/5	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
529	9/29	請求	宮崎市を經由して認定された伝統工芸士一覧(平成 27 年 4 月 1 日現在) 1 事業所(〇〇〇を含む) 2 伝統工芸士(氏名)		9/29	公開		工業政策課
530	9/29	請求	9 月 29 日現在、〇〇〇株式会社で自動販売機として取得している許可のうち次の項目 申請者名、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、使用水の内容、営業種、形態		9/29	公開		保健衛生課
531	9/30	請求	宮崎市シルバー人材センターの一般廃棄物不適正処理に係る文書指導(警告書)について		10/5	部分公開	第 7 条 第 2 号	廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
532	10/1	請求	宮崎市内で平成27年9月7日から平成27年9月30日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		10/14	公開		保健衛生課
533	10/1	請求	・高岡汚水準幹線(27-11工区)外下水道管布設工事 ・高岡汚水準幹線(27-7工区)外下水道管布設工事 金入設計書		10/8	公開		下水道整備課
534	10/1	申出	中学校教科用図書に関する資料(平成28年度) ・教科用図書宮崎採択地区協議会の専門委員名簿 ・同協議会委員名簿 ・同協議会日程 ・同協議会議事録		10/16	公開		学校教育課
535	10/2	申出	平成27年9月1日から平成27年9月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		10/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
536	10/2	申出	平成27年9月1日～9月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		10/14	公開		保健衛生課
537	10/5	申出	PCB 廃棄物の保管及び処分状況等の届出書一覧 保管事業者、住所、担当者、番号、PCBの種類等		10/8	公開		廃棄物対策課
538	10/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年9月1日～平成27年9月30日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		10/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
539	10/5	請求	宮崎市内に於いて平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/16	公開		保健衛生課
540	10/5	請求	宮崎市内に於いて平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		10/16	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
541	10/5	請求	高岡汚水準幹線(27-12工区)外下水道管布設工事 金入設計書		10/15	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
542	10/5	請求	萩の台浸出水処理施設改修工事(1工区)但し放流管布設工 金入設計書		10/15	公開		廃棄物対策課
543	10/5	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 10月～3月) 金入設計書		10/19	公開		配水管理課
544	10/6	請求	宮崎市〇〇〇(△△△株式会社)が平成21年11月19日行政財産目的外使用許可申請書添付に係る書類 1 利用計画書 2 関係図面(位置図・配置図・公図・実測図・平面図)		10/9	公開		都市計画課
545	10/6	申出	平成27年9月1日から平成27年9月30日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動・臨時・自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		10/15	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
546	10/7	請求	・加納汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(27-7工区)外下水管布設工事 金入設計書		10/15	公開		下水道整備課
547	10/7	請求	・東部第3号街区公園整備工事 ・清武総合運動公園第2野球場園路整備工事(1工区張芝工) 金入設計書		10/14	公開		公園緑地課
548	10/7	請求	五十鈴川外21箇所河川維持工事 金入設計書		10/15	部分公開	第7条第6号	土木課
549	10/8	請求	宮崎市〇〇〇付近の字図(1/1250)		10/20	公開		資産税課
550	10/8	請求	宮崎市の理容所・美容所開設許可事業者名簿(屋号、所在地住所、電話番号、代表者名、開業年月)		10/14	公開		保健衛生課
551	10/8	請求	清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 金入設計書		10/15	公開		下水道整備課
552	10/8	請求	吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6工区) 金入設計書		10/9	公開		市街地整備課
553	10/8	請求	準用河川産母川河川改修工事(その1) 金入設計書		10/9	公開		土木課
554	10/8	請求	市道昭和通線配水管布設替工事(その3) 金入設計書		10/19	公開		水道整備課
555	10/8	請求	平成27年度公設型合併浄化槽設置工事の施行業者及び浄化槽メーカー		10/15	公開		廃棄物対策課
556	10/9	請求	・東部第3号街区公園整備工事 ・清武総合運動公園第2野球場園路整備工事(1工区張芝工)		10/13	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			金入設計書					
557	10/9	請求	五十鈴川外 21 箇所河川維持工事 金入設計書		10/13	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
558	10/13	請求	松小路江原 1 号線外配水管布設替工事(その 1) 金入設計書		10/20	公開		水道整備課
559	10/13	請求	・〇〇〇平成 27 年度補助金申請にあたっての全ての書類 及び補助金決定に関わる市書類 ・△△△の「環境整備協力費」内訳一覧 平成 26 年 11 月～平成 27 年 9 月分(開催日数、売上金額、利用者数等々)		10/26	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 7 条 第 3 号	地域コミュニティ課
560	10/13	請求	芦屋町との協定に基づく協議会の要綱		10/26	公開		企画政策課
561	10/13	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 10～3 月)に関する実施設計書		10/19	公開		配水管理課
562	10/13	請求	浮田烏越地区急傾斜地崩壊対策工事(その 2) 金入設計書		10/20	公開		土木課
563	10/14	申出	建築計画概要書 平成 26 年 4 月 1 日～直近のものまで		10/23	公開		建築指導課
564	10/15	請求	東部 3 号街区公園整備工事 金入設計書		10/29	公開		公園緑地課
565	10/15	請求	宮崎市内で平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 15 日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		10/29	公開		保健衛生課
566	10/15	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 8 月 31 日に確認されたもの		10/16	公開		建築指導課
567	10/15	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 有限会社△△△ 2 宮崎市□□□ ◇◇◇株式会社		10/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
568	10/15	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 株式会社△△△ 2 宮崎市□□□ ◇◇◇株式会社 3 宮崎市××× ●●●株式会社		10/26	部分公開	第 7 条 第 3 号	市民税課
569	10/16	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 10 月～3 月) 金入設計書		10/27	公開		配水管理課
570	10/16	請求	下中野菖蒲迫線外 1 線舗装打換工事 金入設計書		10/27	公開		清武・建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
571	10/19	請求	宮崎市立図書館図書業務委託契約における契約書及び仕様書		10/28	部分公開	第7条第3号	生涯学習課
572	10/19	請求	平成27年度口蹄疫埋却地再生活用対策事業宮崎地区1工区 金入設計書		10/29	公開		佐土原・農林水産課
573	10/20	請求	下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託金入設計書		11/2	部分公開	第7条第6号	浄水課
574	10/21	請求	〇〇〇底地に係る公有財産土地台帳の登録に係る書類 ・公有財産台帳(土地) ・公図 ・投棄事項証明書		11/4	公開		都市計画課
575	10/21	請求	〇〇〇用地にかかる平成23年6月3日付「行政財産目的外使用許可申請書の添付書類」①利用計画書、②工事工程表、③関係図書		11/4	公開		都市計画課
576	10/22	請求	平成27年5月8日宮建第47号の1の指示書以降の宮崎市役所の指示経緯が分かる文書一式		10/26	部分公開	第7条第2号及び第7条第4号	建築指導課
577	10/22	請求	宮崎市立宮崎港小学区北校舎外壁改修工事 金入設計書		10/26	公開		学校施設課
578	10/22	請求	宮崎市営住宅飛江田団地167棟外外壁改修工事 金入設計書		10/26	公開		住宅課
579	10/23	請求	宮崎市〇〇〇付近の地番図及び航空写真(縮尺1/600)		10/28	公開		資産税課
580	10/23	請求	・横小路景清線外2線排水溝整備工事 ・平和が丘団地内道路・排水対策整備工事 ・柏原富吉線外6線区画線設置工事(その1) 金入設計書		10/29	公開		道路維持課
581	10/23	請求	恵美須通線自転車レーン設置工事 金入設計書		10/29	公開		道路維持課
582	10/23	請求	・動物園遊園地内園路改修工事(但し、排水工) ・清武総合運動公園第3駐車場整備工事 金入設計書		10/30	公開		公園緑地課
583	10/23	請求	・平成27年度原田宮ノ下3号線排水溝改修工事 ・法ヶ代1号線落石防護柵設置工事 ・深水線舗装打換工事 金入設計書		10/28	公開		高岡・建設課
584	10/23	請求	・南原土地区画整理事業17街区整地工事 ・飯田土地区画整理事業本町通線道路改良工事(2工区)		11/4	公開		区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			金入設計書					
585	10/23	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17工区)但し橋梁上部工 金入設計書		11/4	公開		土木課
586	10/23	請求	・昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) ・街路事業整備に伴う周辺道路安全施設工事 金入設計書		10/27	公開		市街地整備課
587	10/23	請求	平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0030) 金入設計書		10/27	公開		廃棄物対策課
588	10/23	請求	・宮崎市営住宅北原団地290棟新築工事のうち機械設備工事 ・宮崎市営住宅沓掛団地解体工事(2期工区) ・宮崎市営住宅丸山団地解体工事(2期工区) ・宮崎市営住宅丸山団地解体工事(3期工区) ・宮崎市営住宅沓掛団地外構工事(その1) 金入設計書		10/28	公開		住宅課
589	10/23	請求	宮崎市公設地方卸売市場水産物低温施設新設工事のうち機械設備工事 金入設計書		11/2	公開		市場課
590	10/23	請求	久峰総合公園野球場下水道接続工事 金入設計書		11/4	公開		文化スポーツ課
591	10/23	請求	・宮崎市役所本庁舎空調機改修工事(二期工事) ・月見ヶ丘倉庫解体工事 金入設計書		10/28	公開		管財課
592	10/23	請求	宮崎市立小戸小学校外9校遊具撤去工事 金入設計書		11/4	公開		学校施設課
593	10/23	請求	・平成27年度佐土原駅那珂線道路補修工事(但し区画線工①) ・平成27年度佐土原駅那珂線道路補修工事(但し区画線工②) 金入設計書		10/27	公開		佐土原・建設課
594	10/23	請求	・下水道管路施設耐震化工事(27-4) ・高岡汚水幹線(27-2工区)外下水道管布設工事 ・加納汚水幹線(27-1工区)下水道管布設工事 ・下水道管路施設耐震化工事(27-3) ・木花駅東通線(27-1工区)下水道管布設工事 ・シーサイド佐土原合併処理施設解体工事 ・下那珂2号汚水幹線外舗装復旧工事 ・祇園台団地舗装復旧工事		11/4	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			・上田島汚水準幹線舗装復旧工事 金入設計書					
595	10/23	請求	・浦之名新低地区配水池築造工事 ・県道日南高岡線配水管布設替工事(但し舗装復旧工事) ・浦之名地区配水管布設工事(その1) ・県道日南高岡線(田野町)配水管布設工事 ・東部第二土地区画整理(負)配水管布設工事(その3) 金入設計書		11/4	公開		水道整備課
596	10/23	請求	・下北方浄水場送水管無残塩対策工事 ・下北方浄水場管理棟・電気棟外構工事 金入設計書		11/2	公開		浄水課
597	10/23	請求	大淀処理場 No.3 反応タンク機械設備改築工事 金入設計書		11/6	公開		下水道施設課
598	10/23	請求	清武第3水源地1号井導水管ドレン布設工事 金入設計書		11/4	公開		営業所工務課
599	10/26	請求	清武総合運動公園第1テニスコート電気設備改修工事 金入設計書		11/6	公開		スポーツランド推進室
600	10/26	申出	第一種動物取扱業者登録簿		11/5	公開		保健衛生課
601	10/26	請求	・清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 ・合流地区管渠改築工事(27-1) 金入設計書		11/4	公開		下水道整備課
602	10/26	請求	平成〇年〇月〇日未明(〇時頃)△△△の救急活動報告書		11/9	部分公開	第7条第2号	北消防署
603	10/26	請求	恒久3の2号線排水溝整備工事 金入設計書		11/9	公開		道路維持課
604	10/26	請求	宮崎市内で許可を取得している弊社自販機のうち屋号、営業所所在地、許可番号、自販機コード		11/6	公開		保健衛生課
605	10/26	請求	高岡汚水準幹線(27-14工区)外下水道管布設工事 金入設計書		11/4	公開		下水道整備課
606	10/27	申出	建築計画概要書 平成26年4月1日～直近のものまで		11/6	公開		建築指導課
607	10/27	申出	建築計画概要書 ERI第15038296号 平成27年9月29日付		11/6	公開		建築指導課
608	10/28	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) 金入設計書		10/28	公開		市街地整備課
609	10/29	請求	〇〇〇(宮崎市△△△)の竣工時に届出をしている省エネ法に関する書面		11/12	非公開	不存在	建築指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
610	10/29	請求	・木原汚水幹線(27-5 工区)外下水道管布設工事 ・清武汚水幹線(27-8 工区)外下水道管布設工事 金入設計書		11/11	公開		下水道整備課
611	10/29	請求	下水道管路施設耐震化工事(27-8) 金入設計書		11/11	公開		下水道整備課
612	11/2	申出	平成 27 年度基準固定資産(土地)評価事務取扱要領		11/16	公開		資産税課
613	11/2	申出	平成 27 年 10 月 1 日～10 月 31 日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		11/13	公開		保健衛生課
614	11/4	請求	五十鈴川外 21 箇所河川維持工事 金入設計書		11/6	部分公開	第 7 条 第 6 号	土木課
615	11/4	請求	宮崎市内で平成 27 年 10 月 16 日から平成 27 年 10 月 31 日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		11/13	公開		保健衛生課
616	11/4	申出	平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機は除く ・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		11/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 7 条 第 3 号	保健衛生課
617	11/5	申出	平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		11/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 7 条 第 3 号	保健衛生課
618	11/5	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食営業(平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		11/13	部分公開	第 7 条 第 2 号 及び 第 7 条 第 3 号	保健衛生課
619	11/5	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		11/6	公開		市街地整備課
620	11/5	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸上部工) 金入設計書			取り下げ		市街地整備課
621	11/5	請求	中村雨水幹線布設外工事(5 工区) 金入設計書		11/12	公開		区画整理課
622	11/5	請求	清武総合運動公園屋内投球練習場整備工事 金入設計書		11/10	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
623	11/5	請求	宮崎市立学園木花台小学校外2校屋外運動場維持工事 金入設計書		11/10	公開		学校施設課
624	11/5	請求	宮崎市(旧)4町含む農業用ため池281箇所に係る所在、 管理団体、代表者名		11/19	部分公開	第7条 第3号	農村整備課
625	11/5	請求	五町1号マンホールポンプ場電気機械設備工事 金入設計 書		11/9	公開		下水道施設課
626	11/5	請求	新町2号マンホールポンプ場電気機械設備工事 金入設計 書		11/9	公開		下水道施設課
627	11/5	請求	小山田3号マンホールポンプ場電気機械設備工事 金入設 計書		11/9	公開		下水道施設課
628	11/5	請求	木原2号マンホールポンプ場機械電気設備工事 金入設計 書		11/9	公開		下水道施設課
629	11/5	請求	新町1号マンホールポンプ場機械電気設備工事 金入設計 書		11/9	公開		下水道施設課
630	11/5	請求	小山田1号マンホールポンプ場機械電気設備工事 金入設 計書		11/9	公開		下水道施設課
631	11/5	請求	浦之名高地区配水池外電気・機械設備更新工事 金入設 計書		11/9	公開		水道整備課
632	11/5	請求	萩の台浸出水処理施設改修工事(2工区)但し電気機械設 備工 金入設計書		11/10	公開		廃棄物対策課
633	11/6	請求	木原汚水幹線(27-5工区)外下水道管布設工事 金入設 計書		11/6	公開		下水道整備課
634	11/9	請求	宮崎市営住宅池内団地143棟外電気幹線改修工事 金入 設計書		11/12	公開		住宅課
635	11/9	請求	萩の台浸出水処理施設改修工事(2工区)但し電気機械設 備工 金入設計書		11/10	公開		廃棄物対策課
636	11/9	申出	平成27年7月1日から平成27年9月30日までに飲食店 営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業 所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営 業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法 人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年 月日		11/19	公開		保健衛生課
637	11/9	請求	平成27年度宮崎市公設卸売市場花き棟空調設備改修工 事 金入設計書		11/19	公開		市場課
638	11/9	請求	平成27年度宮崎市役所第四庁舎空調設備更新工事 金 入設計書		11/11	公開		管財課
639	11/9	申出	宮崎市において平成27年度11月6日現在における美 容所データのうち次の事項 ①内容、名称、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業		11/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			所の電話番号、⑤開設年月日又は初期許可年月日					
640	11/9	申出	宮崎市内において平成27年度11月6日現在における飲食店データのうち次の事項 ①内容、名称、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業所の電話番号、⑤開設年月日又は初期許可年月日		11/13	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
641	11/10	請求	平成27年7月1日～平成27年10月31日までに飲食店の営業許可を取得した者の屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		11/19	公開		保健衛生課
642	11/10	請求	平成27年7月1日～平成27年10月31日までに理美容の営業許可を取得した者の屋号・営業所所在地・申請者氏名・申請者法人・代表者・営業所電話番号・指令番号・確認年月日		11/19	公開		保健衛生課
643	11/10	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		11/18	公開		建築指導課
644	11/11	請求	・平成27年度宮崎市立生目台東小学校給食室空調設備設置工事 ・平成27年度宮崎市立檉北小学校給食室空調設備設置工事 金入設計書		11/13	公開		保健給食課
645	11/11	申出	建築確認概要書 H2.4.4 1号		11/18	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	建築指導課
646	11/11	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～平成27年9月30日に確認されたもの		11/12	公開		建築指導課
647	11/11	請求	食品営業施設許可台帳 ○○○ 宮崎市△△△		11/24	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	保健衛生課
648	11/12	申出	平成27年8月1日から平成27年10月31日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		11/16	部分公開	第7条第2号	区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
649	11/12	請求	・ふるさと納税に関する要綱 ・寄付の使い道を決めた文書		11/25	公開		納税管理課
650	11/13	請求	清武1号汚水幹線(27-3工区)下水道管布設工事 金入設計書		11/24	公開		下水道整備課
651	11/13	請求	宮崎市営住宅北原団地 290棟新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		11/18	公開		住宅課
652	11/13	請求	・昭通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) ・昭通線(小戸之橋)工事用仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		11/13	公開		市街地整備課
653	11/13	請求	・浮田鳥越地区急傾斜地崩壊対策工事(その1) ・浮田鳥越地区急傾斜地崩壊対策工事(その2) ・普通河川竹割川河川改修工事(但しボックスカルバート工) 金入設計書		11/19	公開		土木課
654	11/13	請求	宮崎市内で平成27年11月1日から平成27年11月13日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		11/27	公開		保健衛生課
655	11/13	申出	平成28年度中学校教科用図書採択資料(美術、社会、数学) ・採択協議会委員の名簿および議事録 ・専門委員名簿および研究資料		12/1	公開		学校教育課
656	11/13	請求	島山地区複合型津波避難施設新築工事のうち外構工事 金入設計書		11/17	公開		危機管理課
657	11/13	請求	宮崎処理場水処理施設覆蓋改築工事 金入設計書		11/17	公開		下水道施設課
658	11/16	請求	〇〇〇における交通事故(平成26年9月11日)物損事故の現場記録		11/18	公開		市街地整備課
659	11/16	請求	宮崎市第二庁舎旧館部外壁改修工事 金入設計書(当初)		11/19	公開		管財課
660	11/16	請求	木原1号汚水幹線(27-2工区)下水道管布設工事 金入設計書(当初)		11/20	公開		下水道整備課
661	11/17	請求	市道昭通線配水管布設替工事(その3) 金入設計書		11/20	公開		水道整備課
662	11/17	請求	木原汚水幹線工事(27-5工区)外下水道管布設工事 金入設計書		11/24	公開		下水道整備課
663	11/17	請求	準用河川前溝川河川改修工事(その1) 金入設計書		11/20	公開		土木課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
664	11/17	請求	中村雨水幹線布設外工事(5工区) 金入設計書		11/27	公開		区画整理課
665	11/17	請求	生活保護受給者〇〇〇氏が平成△年△月△日に締結した建物賃貸借契約書の内容を証明する家賃・敷金等証明書の写し、及び初期費用・生活準備金の支払いの有無、額を証明する文書		11/30	非公開	不存在	社会福祉課
666	11/17	請求	・宮崎市役所情報政策課に常駐する委託業者との契約書(平成27年度分) ・平成27年11月16日に情報政策課で業務を行った社員一覧		11/24	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号及び第7条第4号	情報政策課
667	11/19	請求	平成27年度の個人情報保護審査会委員に支払った報酬のち不服申立てに関する支払額がわかる全ての明細書等一式		11/30	公開		総務法制課
668	11/19	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館等に関する次の事項について(廃止以外) 施設名称、所在地、郵便番号、電話番号、営業者			取り下げ		保健衛生課
669	11/24	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		12/3	公開		建築指導課
670	11/24	申出	建築計画概要書 ・ERI 第15039484号 平成27年10月27日付 ・宮崎市第308号 平成27年11月11日付		12/3	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	建築指導課
671	11/24	申出	昭和52年1月10日指定の宮崎市△△△に関する道路位置指定通知書一式		12/8	部分公開	第7条第2号	建築指導課
672	11/24	請求	宮崎市中央卸売場青果棟せり場屋上防水改修工事(その②) 金入設計書		12/2	公開		市場課
673	11/25	請求	宮崎市〇〇〇付近の字図(1/1250)		12/8	公開		資産税課
674	11/25	請求	清武1号汚水幹線(27-4工区)下水道管布設工事 金入設計書		12/3	公開		下水道整備課
675	11/25	請求	宮崎市〇〇〇の住居表示台帳		11/26	公開		区画整理課
676	11/26	請求	市民経済委員会会議録及び資料(平成20年6月20日分、平成20年7月2日分)		11/27	公開		議事調査課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
677	11/26	請求	宮崎市内における食鳥処理事業者のうち名称申請者(法人の場合は代表者名、所在地、電話番号も)		12/2	公開		保健衛生課
678	11/27	請求	・宮崎市営住宅沓掛団地外構工事(その1) ・宮崎市営住宅沓掛団地外構工事(その2) 金入設計書		12/7	公開		住宅課
679	11/30	請求	平成27年11月30日現在における宮崎市保健所管轄の歯科技工所開設届出一覧(技工所名、開設の場所、技工所の電話番号、開設者氏名)		12/8	公開		保健医療課
680	11/30	請求	宮崎市内で平成27年11月14日から平成27年11月30日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		12/10	公開		保健衛生課
681	12/2	申出	平成27年11月1日から平成27年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		12/14	公開		保健衛生課
682	12/2	申出	平成27年11月1日～11月30日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		12/10	公開		保健衛生課
683	12/2	請求	平成27年度に開催した個人情報保護審査会のうち、不服申立ての審査を行った審査会に係る支出命令書の写し		12/15	部分公開	第7条第2号	出納室
684	12/2	請求	平成27年度第2回～第5回までの個人情報保護審査会に於ける目的(内容)の開示 H27.6.18(木)8.6(木)8.21(金)9.17(金)各々の審査会(目的)内容		12/14	公開		総務法制課
685	12/4	請求	花ヶ島山崎線道路改良工事(17工区)但し橋梁上部工 金入設計書		12/14	公開		土木課
686	12/4	請求	・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) ・昭通通線(小戸之橋)工事用棧橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		12/7	公開		市街地整備課
687	12/4	申出	平成27年11月1日から平成27年11月30日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		12/14	公開		保健衛生課
688	12/4	請求	清武1号汚水幹線(27-4工区)下水道管布設工事 金入設計書		12/11	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
689	12/4	請求	食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設一覧表(ただし、移動販売、仮設営業、自動販売機を除く) 項目:屋号、営業所所在地、申請者名、営業電話番号、代表者名、申請者電話番号、申請者住所、初期許可日 期間:2015年12月4日付		12/14	公開		保健衛生課
690	12/4	請求	宮崎市〇〇〇 字図		12/17	公開		資産税課
691	12/7	申出	宮崎市内で美容所、理容所を開業し、現在も営業を行っている施設についての下記事項。 ・施設名称 ・施設所在地 ・施設の電話番号 ・営業種別(理容所、美容所)		12/17	公開		保健衛生課
692	12/7	請求	宮崎市内において平成27年1月1日～平成27年12月7日までに新規営業許可を受けた飲食店のデータのうち次の事項 内容、名称、営業所の屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、開設年月日または初期許可年月日		12/17	公開		保健衛生課
693	12/7	請求	宮崎市内において平成27年1月1日～平成27年12月7日までに新規営業許可を受けた美容所、理容所のデータのうち次の事項 内容、名称、営業所の屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、開設年月日または初期許可年月日		12/17	公開		保健衛生課
694	12/8	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		12/21	公開		建築指導課
695	12/8	申出	建築計画概要書 宮崎市第337号 平成27年12月1日付		12/21	公開		建築指導課
696	12/9	請求	宮崎市営住宅北原団地290棟新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		12/14	公開		住宅課
697	12/9	請求	宮崎市公設地方卸売市場水産物低温施設新設工事のうち建築主体工事 金入設計書		12/15	公開		市場課
698	12/9	請求	宮崎市立共同利用施設南加納センター外4施設バリアフリー改修工事 金入設計書		12/15	公開		環境保全課
699	12/9	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち建築主体工事 金入設計書		12/22	公開		管財課
700	12/9	請求	宮崎市中央保健センター移設工事 金入設計書		12/17	公開		保健医療課
701	12/9	請求	平成27年度田野備蓄倉庫新築工事(地震対策) 金入設計書		12/17	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
702	12/9	請求	大淀処理場資材倉庫新築工事 金入設計書		12/15	公開		下水道施設課
703	12/9	請求	・宮崎市立東大宮中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立宮崎東中学校南校舎3階便所改修工事のうち建築主体工事 金入設計書		12/16	公開		学校施設課
704	12/9	請求	東部3号街区公園便所新築工事 金入設計書		12/17	公開		公園緑地課
705	12/9	請求	宮崎市消防団青島分団第6部車庫新築工事 金入設計書		12/14	公開		総務課
706	12/9	申出	建築計画概要書 平成27年7月1日～平成27年12月31日に確認されたもの		12/11	公開		建築指導課
707	12/9	請求	宮崎市内における食鳥処理業者の施設ごとの食鳥処理衛生管理者の人数と年間処理羽数(平成26年度)		12/14	公開		保健衛生課
708	12/10	請求	清武1号汚水幹線(26-8工区)外下水道管布設工事 金入設計書		12/15	公開		下水道整備課
709	12/11	請求	蛸原13号橋橋梁整備工事 金入設計書		12/25	公開		土木課
710	12/15	請求	加納汚水幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		12/21	公開		下水道整備課
711	12/15	請求	松坂八重船道路改良工事 金入設計書		12/16	公開		田野・建設課
712	12/16	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 有限会社〇〇〇の設置及び休業届 大阪府岸和田市△△△		12/22	部分公開	第7条第3号	市民税課
713	12/16	請求	宮崎市火薬類取締法 宮崎市〇〇〇における火薬庫外貯蔵庫の届出の所有名		12/25	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	予防課
714	12/16	請求	宮崎市火薬類取締法 宮崎市〇〇〇における火薬類販売営業許可者名・許可有効期限及び取扱い火薬数量、火薬庫用途廃止届出の有無		12/25	非公開	不存在	予防課
715	12/17	請求	宮崎市内において平成26年1月1日～平成26年12月31日までに新規営業許可を受けた飲食店のデータのうちの次の事項 内容、名称、営業所の屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、開設年月日または初期許可年月日		12/25	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
716	12/17	請求	宮崎市内において平成26年1月1日～平成26年12月31日までに新規営業許可を受けた美容所、理容所のデータのうち次の事項 内容、名称、営業所の屋号、営業所の住所、営業所の電話番号、開設年月日または初期許可年月日		12/25	公開		保健衛生課
717	12/17	請求	法人設立変更等申請書及び現在事項全部証明書 有限会社〇〇〇の設置及び休業届 大阪府岸和田市△△△		12/22	非公開	不存在	市民税課
718	12/17	請求	・宮崎港周辺町界町名変更区域位置図 ・港周辺現況町界町名図 ・同航空写真		12/21	公開		区画整理課
719	12/18	請求	宮崎市〇〇〇 △△△ビルに係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(報告が残るもののうち最新のもの)		12/28	部分公開	第7条第2号	北消防署
720	12/18	申出	・県道宮崎島之内線外配水管布設替設計業務委託 ・県道宮崎須木線外配水管布設替設計業務委託 金入設計書		12/25	公開		水道整備課
721	12/21	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) 金入設計書		12/25	公開		市街地整備課
722	12/21	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島工) 金入設計書		12/25	公開		市街地整備課
723	12/21	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸上部工) 金入設計書		12/25	公開		市街地整備課
724	12/21	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		12/25	公開		市街地整備課
725	12/21	請求	宮崎市清武総合支所3-5階レイアウト変更工事 金入設計書		12/28	公開		管財課
726	12/22	申出	建築計画概要 ・宮崎市第356号 平成27年12月10日付 ・宮崎市第359号 平成27年12月11日付		1/7	公開		建築指導課
727	12/22	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		1/7	公開		建築指導課
728	12/24	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		12/25	公開		市街地整備課
729	12/24	請求	仮設移動販売の許可業者 平成27年12月24日時点 申請者名、住所、電話番号、屋号等について		1/7	公開		保健衛生課
730	12/25	請求	東部第二区画整理事業6-19号線外2線道路築造及び6号水路工事 金入設計書		1/5	公開		区画整理課
731	12/25	申出	道路・境界立会申請書 所在 宮崎市〇〇〇		1/5	部分公開	第7条第2号	用地管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			昭和△年△月△日立会					
732	12/25	請求	境界立会申請書 所在 宮崎市〇〇〇 平成△年△月△日立会		1/5	部分公開	第7条 第2号	用地管理課
733	12/25	申出	宮崎市内の平成27年11月30日現在における高度管理医療機器等販売業・貸与業の名簿 上記の営業所の名称、所在地、許可番号、有効期間)		1/6	公開		保健医療課
734	12/28	申出	宮崎市管轄の下記一覧 ・薬局・特例販売業・店舗販売業 必須項目：許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 店舗販売業に関しては上記必須項目に加えて第1類医薬品の取扱の有無、管理者資格、薬剤師の有無		1/5	公開		保健医療課
735	12/28	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) 金入設計書		12/28	公開		市街地整備課
736	1/4	請求	宮崎市内で平成27年12月1日から平成27年12月31日までに新規確認を受けた理美容所 ・営業所の住所、電話番号、屋号 ・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		1/15	公開		保健衛生課
737	1/5	請求	・生目16号墳周辺整備工事2工区 ・蓮ヶ池横穴群保存整備工事 金入設計書		1/18	公開		文化財課
738	1/5	請求	(仮称)加納地区公立公民館建設事業に伴う加納公園復旧工事 金入設計書		1/14	公開		清武・建設課
739	1/5	請求	・宮崎処理場沈砂池No.3 自動除塵機外機械設備改築工事 ・大塚中継ポンプ場No.2 自動除塵機改築工事 ・木花処理場No.2 自動除塵機改築工事 ・青島浄化センターNo.2-3 循環水ポンプ外機設備改築工事 ・大淀処理場No.3 初沈泥掻寄機外機械設備改築工事 ・大淀処理場No.3 反応タンク機械設備改築工事 ・鶴島中継ポンプ場No.2 自動除塵機改築工事 ・宮崎処理場最初沈殿池No.9. 10 外機械設備改築工事 ・柳丸中継ポンプ場沈砂池外機械設備改築工事 金入設計書		1/13	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
740	1/6	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成27年12月1日～平成27年12月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		1/19	公開		保健衛生課
741	1/6	申出	平成27年12月1日～12月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		1/15	公開		保健衛生課
742	1/6	申出	平成27年度診療報酬明細書点検等業務委託(国保)における ①契約書及び契約金額 ②入札参加業者及び各業者の応札金額		1/18	部分公開	第7条第3号	国保年金課
743	1/6	申出	平成27年度診療報酬明細書点検等業務委託(生保)における ①契約書及び契約金額 ②入札参加業者及び各業者の応札金額		1/14	部分公開	第7条第3号	社会福祉課
744	1/7	申出	宮崎市、国富町、綾町全域における防火対象物【消防法施行令別表第一の(一)～(二十)】の最新データで下記の項目を含む一覧表 1.対象物件名称、2.棟名称、3.所在地番、4.主用途(項分類)、5.棟用途、6.地上階数・地下階数、7.建物高さ、8.建築面積、9.延べ面積、10.建築年月日、11.消防同意年月日、12.工事完了予定年月日、13.使用開始年月日、14.構造		1/19	公開		予防課
745	1/7	申出	平成27年12月1日から平成27年12月31日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		1/19	公開		保健衛生課
746	1/8	申出	平成27年12月1日から平成27年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		1/19	公開		保健衛生課
747	1/8	請求	松小路土地区画整理事業8-1号線道路築造及び整地工事(2工区) 金入設計書		1/15	公開		区画整理課
748	1/8	請求	平成27年度蛸原3号橋橋梁修繕工事 金入設計書		1/19	公開		道路維持課
749	1/12	請求	平成27年度錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託 金入設計書		1/21	部分公開	第7条第6号	道路維持課
750	1/12	請求	平成27年度橘公園管理業務委託 金入設計書		1/19	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
751	1/13	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 有限会社〇〇〇の設置及び休業届並びに事業所の廃止届(平成28年1月6日) 大阪府岸和田市△△△		1/27	部分公開	第7条第3号	市民税課
752	1/13	請求	所在地:宮崎市〇〇〇 △△△ビル□□□号 平成27年度分消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書		1/26	部分公開	第7条第2号	北消防署
753	1/13	請求	・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-2014) ・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0046) ・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0030) ・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-0019) ・平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(27-1008) 設計書一式		1/22	公開		廃棄物対策課
754	1/13	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		1/22	公開		建築指導課
755	1/15	請求	法人設立変更等申告書及び現在事項全部証明書 1 宮崎市〇〇〇 △△△(株) 2 宮崎市□□□ ◇◇◇(株) 3 宮崎市××× ●●● 4 宮崎市▲▲▲ (株)■ ■ ■ 5 宮崎市◆◆◆ ◎◎◎(株) 6 宮崎市▽▽▽ (株)▼▼▼		1/27	部分公開	第7条第3号	市民税課
756	1/15	請求	宮崎市内で平成28年1月1日から平成28年1月15日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		1/28	公開		保健衛生課
757	1/18	申出	平成27年12月31日の時点で、飲食店営業の許可を受けている全店舗(移動・簡易営業を含む提供可能な情報全て)の ・屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種 ・初回許可年月日、許可満了日 ・許可番号、許可開始日 ・法人については本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料一覧(宮崎市内全域) ※廃業分除く		1/28	公開		保健衛生課
758	1/18	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		1/28	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
759	1/18	請求	宮崎市内に於いて平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に食品衛生法に基づく開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号		1/28	公開		保健衛生課
760	1/19	請求	・穆佐城跡樹木伐採等業務委託 ・櫛1号墳樹木伐採業務委託 金入設計書		1/28	部分公開	第7条第6号	文化財課
761	1/19	請求	・高岡町上水道施設草刈業務委託(その2) ・高岡町簡易水道施設草刈業務委託(その2) 金入設計書		1/19	部分公開	第7条第6号	営業所工務課
762	1/25	請求	〇〇〇が別紙生活保護受給者3人の建物賃貸借契約の際に、社会福祉課に提出した「家賃等証明書」の写し		2/3	非公開	不存在	社会福祉課
763	1/26	申出	平成27年10月1日から平成27年12月31日までに飲食店営業の許可を取得している店舗のうち、次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③営業所の電話番号 ④営業申請者の氏名(又は法人名) ⑤営業申請者の住所(法人のみ) ⑥申請者の電話番号(法人のみ) ⑦営業許可年月日		2/3	公開		保健衛生課
764	1/26	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		2/5	公開		建築指導課
765	1/26	申出	建築計画概要書 ・BVJ-F15-10-1681 平成27年12月10日付 ・宮崎市第382号 平成28年1月7日付		2/5	公開		建築指導課
766	1/27	請求	櫛1号墳樹木伐採業務委託 金入設計書		2/3	公開		文化財課
767	1/28	請求	宮崎市有財産の取得管理及び処分並びに土地建物の賃借に関する取扱いについて ・行政財産目的外使用許可申請受理に係る事務決裁規程及び要綱		2/1	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	管財課
768	1/28	請求	東部第二土地区画整理事業稗原通線道路築造及び整地工事 金入設計書		2/8	公開		区画整理課
769	1/29	請求	宮崎市〇〇〇ほか別紙の地番の航空写真及び地番図		2/10	公開		資産税課
770	1/29	請求	・西部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月) ・第83号道路災害復旧工事(地すべり対策工) 金入設計書		2/8	公開		道路維持課
771	1/29	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		2/2	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
772	1/29	請求	宮崎市消防団青島分団第6部車庫新築工事のうち外構工事 金入設計書		2/3	公開		総務課
773	2/1	申出	平成28年1月1日～1月31日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		2/15	公開		保健衛生課
774	2/1	請求	・普通河川竹割川河川改修工事(但しボックスカルバート工) ・楠ヶ別府内ノ丸排水路整備工事 ・花ヶ島山崎線道路改良工事(18工区) ・準用河川前溝川河川改修工事(その2) ・吉村通線道路改良工事(4工区) ・芳士四本松線道路改良工事(12工区) 金入設計書		2/9	公開		土木課
775	2/1	請求	平成27年度口蹄疫埋却地再生活用対策事業宮崎地区1工区 金入設計書		2/12	公開		佐土原・農林水産課
776	2/1	請求	萩の台浸出水処理施設改修工事(1工区)但し放流管布設工 金入設計書		2/8	公開		廃棄物対策課
777	2/1	請求	・下水道管路施設耐震化工事(27-7) ・高岡污水準幹線(27-15工区)外下水道管布設工事 ・清武1号污水幹線(27-4工区)下水道管布設工事 ・清武污水準幹線(27-9工区)外下水道管布設工事 ・加納污水準幹線(27-3工区)外下水道管布設工事 金入設計書		2/8	公開		下水道整備課
778	2/1	請求	市道昭和通線配水管布設替工事(その3) 金入設計書		2/5	公開		水道整備課
779	2/1	請求	東部第二土地区画整理事業今村通線外5線道路築造及び整池工事 金入設計書		2/12	公開		区画整理課
780	2/1	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島工) 金入設計書		2/12	公開		市街地整備課
781	2/1	請求	・本郷南方上無田2号線排水溝整備工事 ・大塚西11号線排水溝整備工事 ・波島萩崎線外1線排水溝整備工事 金入設計書		2/2	公開		道路維持課
782	2/1	請求	・昭和通線(小戸之橋)新橋設置工事(下部工1工区) ・昭和通線(小戸之橋)工事用仮栈橋設置工事(右岸下部工) ・昭和通線(小戸之橋)工事用仮栈橋設置工事(右岸上部工) 金入設計書		2/3	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
783	2/3	請求	北部地区道路舗装維持修繕(単価契約10月～3月)金入設計書		2/8	公開		道路維持課
784	2/3	申出	平成27年11月1日から平成28年1月31日迄に付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条に基づく住居表示実施地区の新築届、符番通知書など新設物件の受付日、地名町名、住居番号地番の明記されている資料及び該当の住居表示台帳		2/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
785	2/3	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成28年1月1日～平成28年1月31日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分類種		2/9	公開		保健衛生課
786	2/3	申出	平成28年1月1日から平成28年1月31日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		2/9	公開		保健衛生課
787	2/3	申出	平成28年1月1日から平成28年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		2/9	公開		保健衛生課
788	2/4	請求	宮崎市男女共同参画センター駐車場整備工事 金入設計書		2/10	公開		地域コミュニティ課
789	2/5	請求	・宮崎市営住宅飛江田団地163棟外外壁改修工事 ・宮崎市営住宅飛江田団地166棟外外壁改修工事 金入設計書		2/10	公開		住宅課
790	2/5	申出	宮崎市長が定める区域(定めるべき区域)のデータ(町・丁目界、町・丁目名、大字界、大字名、(小)字界、(小)字名)		5/18	公開		区画整理課
791	2/5	申出	宮崎市長が定める区域(定めるべき区域)のデータ(町・丁目界、町・丁目名、大字界、大字名、(小)字界、(小)字名)		5/18	公開		資産税課
792	2/8	請求	・清武総合運動公園第1テニスコート人口芝改修工事 ・生目の杜運動公園アイビススタジアム改修工事 金入設計書		2/22	公開		公園緑地課
793	2/8	請求	昭和通線(小戸之橋)工事用棧橋設置工事(右岸上部工)金入設計書		2/9	公開		市街地整備課
794	2/9	請求	柏田久保線道路改良工事(2工区) 金入設計書		2/18	公開		土木課
795	2/10	請求	平成27年度公設合併処理浄化槽設置工事(清武A棟) 金入設計書		2/22	公開		廃棄物対策課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
796	2/10	申出	平成27年9月1日から平成27年12月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図		2/15	部分公開	第7条第2号	区画整理課
797	2/10	請求	平成26年1月1日～平成28年2月10日までに廃止した理美容所の名称、所在地。		2/15	公開		保健衛生課
798	2/10	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		2/23	公開		建築指導課
799	2/10	請求	宮崎市内で平成28年1月16日から平成28年1月31日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		2/15	公開		保健衛生課
800	2/12	申出	土地課税に使用している課税用地番図 ・宮崎市〇〇〇 ・宮崎市△△△ ・宮崎市□□□		2/19	公開		資産税課
801	2/12	請求	第83号道路災害復旧工事(地すべり対策工) 金入設計書		2/18	公開		道路維持課
802	2/15	請求	・平成27年11月、12月度建物解体情報 ・平成28年1月度建物解体情報		2/24	部分公開	第7条第2号	建築指導課
803	2/15	請求	宮崎市内で平成28年2月1日から平成28年2月15日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		2/29	公開		保健衛生課
804	2/17	請求	松坂八重線道路改良工事 金入設計書		2/23	公開		田野・建設課
805	2/17	請求	・蛸原13号橋橋梁整備工事 ・準用河川前溝川河川改修工事その2 ・花ヶ島山崎線道路改良工事(18工区) ・普通河川竹割川河川改修工事(但しボックスカルバート工) ・準用河川産母川河川改修工事(その1) ・準用河川産母川河川改修工事(その2) 金入設計書		2/23	公開		土木課
806	2/17	請求	中村雨水幹線布設外工事(5工区) 金入設計書		2/23	公開		区画整理課
807	2/17	請求	平成26年度、平成27年度の高分子凝集剤(宮崎処理場、大淀処理場、田野浄化センター、佐土原浄化センター)の入		2/26	部分公開	第7条第6号	下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
			札単価一覧(落札者含む全て)					
808	2/17	請求	平成 27 年 12 月 5 日～平成 28 年 2 月 17 日現在、宮崎市内での食品衛生法に基づく飲食店営業許可施設一覧(ただし、移動販売、仮設営業、自動販売機を除く) 項目: 屋号、営業所所在地、申請者名、営業電話番号、代表者名、申請者電話番号、申請者住所、初期許可日		2/23	公開		保健衛生課
809	2/18	請求	清武汚水準幹線(27-9 工区)外下水道管布設工事 金入設計書		2/25	公開		下水道整備課
810	2/19	請求	平成 28 年 2 月 19 日現在の宮崎市内の美容所の次項(廃止以外) ・名称、所在地、開設者(法人の場合は代表者所在地)、確認年月日、作業所と待合の面積		3/3	部分公開	第 7 条 第 3 号	保健衛生課
811	2/19	申出	宮崎市〇〇〇の地番図 A3 1:500		2/24	公開		資産税課
812	2/22	請求	・旧宮崎市大字、字一覧表 ・旧清武町大字、字一覧表 ・旧佐土原町大字、字一覧表 ・旧田野町大字、字一覧表		3/7	公開		資産税課
813	2/22	申出	建築計画概要書 平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日に確認されたもの。		2/24	公開		建築指導課
814	2/23	請求	南部 1 地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入設計書		3/7	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
815	2/24	請求	・西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) ・西部 1 地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) ・西部 2 地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)		3/7	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
816	2/24	申出	建築計画概要書 平成 27 年 4 月 1 日～直近のものまで		3/4	公開		建築指導課
817	2/24	申出	建築計画概要書 宮崎市第 426 号 平成 28 年 2 月 16 日付		3/4	公開		建築指導課
818	2/25	請求	・中央東地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) ・中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入設計書		3/7	部分公開	第 7 条 第 6 号	公園緑地課
819	2/26	請求	南部 1 地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入設計書		3/7	公開		公園緑地課
820	2/29	請求	東部第二土地区画整理事業 6-58 号線外 3 線道路築造及び 9 号水路整備工事 金入設計書		3/4	公開		区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
821	3/1	請求	平成 28 年 2 月度建物解体情報		3/9	部分公開	第 7 条 第 2 号	建築指導課
822	3/2	申出	平成 28 年 2 月 1 日～2 月 29 日までに新規で営業許可を取得した美容所の一覧表		3/16	公開		保健衛生課
823	3/2	請求	昭和通線(小戸之橋)工事前仮橋設置工事(右岸下部工) 金入設計書		3/3	公開		市街地整備課
824	3/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」【地域】宮崎市内全域【対象】飲食営業(平成 28 年 2 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日の新規営業許可)(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)【内容】屋号・営業所在地・営業所電話番号・申請者氏名・初許可年月日・細分業種		3/14	公開		保健衛生課
825	3/3	請求	・宮崎市青島複合型防災施設新築工事のうち給排水衛生設備工事 ・宮崎市青島複合型防災施設新築工事のうち空調生設備工事 金入設計書		3/10	公開		管財課
826	3/3	請求	宮崎市内で平成 28 年 2 月 16 日から平成 28 年 2 月 29 日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		3/16	非公開	不存在	保健衛生課
827	3/3	請求	宮崎市内で平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までに新規登録と廃止登録を受けた理美容所の月ごとの数		3/16	公開		保健衛生課
828	3/3	請求	宮崎市内に於いて平成 28 年 2 月 1 日現在における美容師法に基づく開設届出施設の次の事項 ①営業所の屋号 ②営業所の住所 ③代表者氏名 ④営業所の電話番号 ⑤開設確認年月日		3/16	公開		保健衛生課
829	3/3	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち電気設備工事 金入設計書		3/10	公開		管財課
830	3/3	申出	平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までに新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機は除く・屋号、申請者氏名(法人の場合は代表者氏名)、営業所所在地、営業所電話番号、許可期間、業種		3/14	公開		保健衛生課
831	3/3	申出	平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までに新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表(食品営業許可台帳)※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機・露店営業・自動車営業・臨時営業を除く)		3/14	公開		保健衛生課
832	3/4	請求	南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約) 金入設計書		3/18	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
833	3/7	請求	・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(2工区) ・宮崎駅東通線(西中工区)道路改良工事(3工区) ・吉村通線(曾師工区)道路改良工事(6工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(築島工) ・吉村通線道路改良工事(4工区) ・昭通通線(小戸之橋)新橋設置工事(護岸工) ・宮崎駅東通線(西中工区)電線共同溝整備工事(1工区) 金入設計書		3/9	公開		市街地整備課
834	3/7	請求	道路境界立会申請書及び立会の経過、確定図A4、申請書添付書類、地積測量図・写真 ・宮崎市〇〇〇 H16. 6. 14 第17-164号 境界立会申請書及び立会の記録、図面記録、写真、申請書添付書類 ・宮崎市△△△ H21. 2. 2 第14-744号		3/18	部分公開	第7条第2号	用地管理課
835	3/7	申出	最新版PCBの処理及び保管状況、保管事業者のデータ		3/14	公開		廃棄物対策課
836	3/7	申出	平成24年4月1日より宮崎市葬祭センターの指定管理者である、文化イージスグループが募集の段階で提出された申請書類一式		4/26	部分公開	第7条第3号	生活安全課
837	3/8	請求	平成27年度都市公園等管理業務委託(その他都市計画公園) 金入設計書		3/9	部分公開	第7条第6号	佐土原・建設課
838	3/8	申出	建築計画概要書 平成27年4月1日～直近のものまで		3/22	公開		建築指導課
839	3/9	請求	宮崎市生目の杜遊古館植栽管理業務委託(平成27年度) 金入設計書		3/18	部分公開	第7条第6号	文化財課
840	3/9	請求	西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入設計書		3/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
841	3/9	請求	生目の杜運動公園アイビースタジアム改修工事 金入設計書		3/10	公開		文化スポーツ課
842	3/10	請求	平成27年10月15日に開催された第1回ミニポートピア宮崎運営協議会に関する当日の会議資料		3/17	部分公開	第7条第2号	企画政策課
843	3/14	請求	宮崎市青島地域複合型防災施設新築工事のうち建築主体工事 金入設計書(当初)		3/22	公開		管財課
844	3/16	請求	宮崎市内で平成28年3月1日から平成28年3月15日までに新規確認を受けた理美容所・営業所の住所、電話番号、屋号・開設者の住所(法人のみ)、電話番号(法人のみ)、開設者名または法人名、代表者名		3/29	公開		保健衛生課
845	3/16	請求	宮崎市の市街化調整区域内にある既存集落「〇〇〇」の位置を示す地図		3/24	公開		開発指導課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
846	3/17	請求	宮資第 333 号(平成 28 年 3 月 11 日)に言及されている □□□に係る、平成 18 年 1 月の合併時の航空写真及び平成 22 年撮影の航空写真		3/31	公開		資産税課
847	3/17	請求	平成 27 年 10 月 15 日開催の第 1 回ミニポートピア宮崎運営協議会の会議議事録		3/17	部分公開	第 7 条 第 2 号	企画政策課
848	3/17	請求	平成 27 年度ミニポートピア宮崎場外船券売上状況の直近月(2 月末)まで		3/25	公開		地域コミュニティ課
849	3/17	請求	西部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約 4 月～9 月) 金入設計書		3/31	公開		道路維持課
850	3/17	請求	道路舗装・掘削・復旧工事(単価契約 4 月～9 月) 金入設計書		3/28	公開		配水管理課
851	3/22	請求	・学園通線外 65 線街路樹維持管理業務委託 ・下北方松橋線外 24 線草刈業務委託 金入設計書		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	道路維持課
852	3/23	申出	宮崎市社会福祉課所管の以下の各年度のレセプト点検等業務委託の委託先行業者及び委託金額 ・平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度		3/23	部分公開	第 7 条 第 6 号	社会福祉課
853	3/24	請求	宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の入札結果(落札業者、落札金額(税抜)、指名業者、入札回数)		3/31	部分公開	第 7 条 第 6 号	生涯学習課
854	3/24	請求	・平成 27 年度発注 宮崎処理場No.2、4 初沈改築防食塗装工事 ・平成 26 年度発注 宮崎処理場No.5、6 初沈改築防食塗装工事 金入設計書		3/25	公開		下水道施設課
855	3/24	請求	・宮崎市立本郷小学校北校舎外壁改修工事 ・宮崎市立住吉中学校南校舎東棟屋上防水改修工事 ・宮崎市立宮崎港小学校北校舎外壁改修工事 ・宮崎市立本郷中学校北校舎外壁改修工事 ・宮崎市立古城小学校校舎外壁改修工事 金入設計書		3/31	公開		学校施設課
856	3/24	請求	・宮崎市営住宅飛江田団地 163 棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅飛江田団地 165 棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅飛江田団地 167 棟外壁改修工事 ・宮崎市営住宅飛江田団地 171 棟外壁改修工事 金入設計書		3/31	公開		住宅課
857	3/25	請求	宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託に係る入札・開札調書		3/30	部分公開	第 7 条 第 6 号	生涯学習課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
858	3/25	申出	宮崎市内の住宅型有料老人ホーム 13ヶ所について、開設日及び届出日		4/11	部分公開	第7条第2号及び第7条第3号	長寿支援課
859	3/29	請求	・平成27年度道路橋定期点検業務委託(その5) ・平成27年度道路照明定期点検業務委託(その1) 金入設計書		4/4	公開		道路維持課
860	3/31	請求	・大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) ・都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ・生目古墳群史跡公園管理業務委託 金入設計書		4/7	部分公開	第7条第6号	公園緑地課

2 個人情報保護開示請求の内容と処理状況（平成27年度）

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	4/2	開示	事故報告書		4/10	開示		学校教育課
2	4/10	開示	契約関係書類		4/17	部分開示	第15条第6号	納税管理課
3	4/13	開示	予防接種台帳		4/17	開示		健康支援課
4	4/15	開示	戸籍謄抄本の交付請求書		4/28	開示		市民課
5	4/15	開示	印鑑登録証明書がいつ、どこで、何通取得されたか確認できる書類		4/28	不開示	不存在	市民課
6	4/9	開示	救急活動報告書		4/22	部分開示	第15条第6号	北消防署
7	4/24	開示	戸籍附票に関する交付請求書		5/7	不開示	不存在	市民課
8	4/27	開示	介護認定の際に、調査員が作成した調査票及び主治医が作成した意見書、介護認定を受けてからの介護度が分かる資料		4/28	部分開示	第15条第3号	介護保険課
9	5/7	開示	契約関係書類		5/11	部分開示	第15条第6号	学校施設課
10	5/8	開示	給付管理票		5/22	開示		介護保険課
11	5/8	開示	介護給付費明細書		5/22	開示		介護保険課
12	5/15	開示	軽自動車税申告書		5/19	開示		市民税課
13	5/15	開示	住民票の写しの交付請求書		5/26	部分開示	第15条第6号	市民課
14	5/19	開示	施術療養費支給申請書		5/21	開示		国保年金課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
15	5/25	開示	住民票の写しの交付請求書		6/5	不開示	不存在	市民課
16	6/8	開示	契約書添付書類		6/19	部分開示	第15条第6号	学校施設課
17	6/9	開示	医療機関のレセプト		6/30	開示		国保年金課
18	6/11	開示	介護認定の際に、調査員が作成した調査票及び主治医が作成した意見書、介護認定を受けてからの介護度が分かる資料		6/15	部分開示	第15条第3号	介護保険課
19	6/15	開示	戸籍附票に関する交付請求書		6/25	開示		市民課
20	6/18	開示	要介護認定申請書		6/22	部分開示	第15条第6号	介護保険課
21	6/30	開示	固定資産税の課税台帳		6/30	部分開示	一部不存在	資産税課
22	7/3	開示	住民票の写しの交付請求書		7/16	不開示	不存在	市民課
23	7/10	開示	固定資産税の課税台帳		7/15	開示		資産税課
24	7/16	開示	戸籍附票に関する交付請求書		7/29	部分開示	第15条第6号	市民課
25	8/6	開示	住民票の写しの交付請求書		8/20	部分開示	第15条第6号	市民課
26	8/11	開示	診療報酬の返還金明細表		8/11	開示		国保年金課
27	8/13	開示	救急活動報告書		8/24	部分開示	第15条第6号	南消防署
28	8/18	開示	印鑑登録に関する除印票または登録原票一式		8/25	開示		市民課
29	8/20	開示	固定資産税の課税台帳		8/25	開示		資産税課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
30	8/25	開示	固定資産税の課税台帳		9/2	開示		資産税課
31	8/28	開示	除印票		9/7	開示		市民課
32	8/31	開示	住民票と印鑑登録証明書の発行履歴		9/4	不開示	不存在	市民課
33	9/7	開示	除印票または登録原票		9/14	開示		市民課
34	10/7	開示	柔道整復治療費請求書、鍼灸療養費請求書		10/16	開示		国保年金課
35	10/19	開示	戸籍附票に関する交付請求書		10/30	開示		市民課
36	10/23	開示	固定資産税の課税台帳		10/30	開示		資産税課
37	10/28	開示	住民票の写しの交付請求書		11/11	不開示	不存在	市民課
38	10/29	開示	診療録等		11/9	開示		保健医療課
39	10/29	開示	土地家屋調査書		11/5	開示		資産税課
40	11/11	開示	選挙人名簿抄本の受付状況		11/13	開示		選管事務局
41	11/18	開示	固定資産税の課税台帳		12/1	開示		資産税課
42	12/1	開示	印鑑証明書交付申請書等		12/16	開示		市民課
43	12/7	開示	土地家屋調査書		12/17	開示		資産税課
44	12/9	開示	診療報酬明細書		1/4	部分開示	一部不存在	国保年金課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
45	12/10	開示	納税関係書類		12/15	開示		納税管理課
46	12/4	開示	介護認定の際に、調査員が作成した調査票及び主治医が作成した意見書		12/9	部分開示	第15条第6号	介護保険課
47	12/11	開示	救急活動報告書		2/9	部分開示	第15条第2号	北消防署
48	12/14	開示	固定資産税の課税台帳		12/18	開示		資産税課
49	12/17	開示	通学区域外通学許可証関連資料		12/28	部分開示	第15条第2号	学校教育課
50	1/12	開示	住民票の写しの交付請求書		1/26	部分開示	第15条第6号	市民課
51	1/13	開示	戸籍附票に関する交付請求書		1/27	不開示	不存在	市民課
52	1/18	開示	認定情報、認定調査票、		1/18	開示		介護保険課
53	1/20	開示	要介護認定区分変更における申請書、区分変更申請用認定調査連絡票、介護認定の際に調査員が作成した調査票		1/25	部分開示	第15条第3号	介護保険課
54	1/27	開示	戸籍の附票と住民票の写しに係る請求書		2/10	開示		市民課
55	1/28	開示	固定資産税の課税台帳		2/5	部分開示	一部不存在	資産税課
56	1/25	開示	土地売買に関する契約書		2/1	開示		市街地整備課
57	1/27	開示	返還金の通知書		2/9	開示		社会福祉課
58	2/2	開示	戸籍の附票に関する交付請求書		2/12	部分開示	第15条第6号	市民課
59	2/12	開示	住民異動届(転居)		2/22	開示		市民課

No.	請求日	請求等の区分	請求等に係る個人情報の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
60	2/19	開示	住民票の写しと印鑑登録証明の交付に係る請求書		3/2	開示		市民課
61	3/17	開示	認定情報、認定調査票		3/18	開示		介護保険課
62	3/14	開示	要介護認定申請の際の書類一式、認定調査連絡票、主治医意見書		3/18	部分開示	第15条第3号	介護保険課
63	3/22	開示	住民票の写しと印鑑登録証明書の発行履歴		3/30	不開示	不存在	市民課
64	3/24	開示	要介護認定申請書、認定調査連絡票、認定情報、認定調査票、主治医意見書		3/28	部分開示	第15条第3号	介護保険課
65	3/29	開示	救急活動報告書		4/6	部分開示	第15条第6号	北消防署
66	3/31	開示	住民票の写しの交付請求書		4/13	開示		市民課

3 情報公開関係例規

ここでは、平成27年度に受付をした情報公開請求及び任意公開申出に対して適用される条例、施行規則及び審査会規則を掲載しています。

なお、この条例、施行規則及び審査会規則は、行政不服審査法改正により、平成28年4月1日から一部改正されています。

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日
条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である

と認められる情報

- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
 - (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
 - (5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - (6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお

それ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下この条、第19条及び第20条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審査会の設置等)

第21条 第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第23条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第26条 第18条の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（任意的公開）

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

（公文書の管理）

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（情報の提供）

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（施行の状況の公表）

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（出資法人の情報公開）

第33条 本市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。
- 5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。
- 6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。
- 7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。
- 13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

（費用負担）

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
（諮問をした旨の通知）

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第9号）により行うものとする。

（公表の方法）

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 公文書の公開の請求及び申出の状況
- (2) 公文書の公開決定等の状況
- (3) 不服申立ての件数及びその処理状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（出資法人）

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第10号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。			

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日

規則第29号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、不服申立人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（議事録）

第6条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

4 個人情報保護関係例規

ここでは、平成27年度に受付をした情報公開請求及び任意公開申出に対して適用される条例、施行規則及び審査会規則を掲載しています。

なお、この条例、施行規則及び審査会規則は、行政不服審査法改正により、平成28年4月1日から一部改正されています。

(1) 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日
条例第2号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第75号
平成19年3月23日条例第2号 平成21年3月30日条例第2号
平成21年12月25日条例第52号 平成27年9月18日条例第57号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報を用いる。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の収集先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係

る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であつて、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行第8条の2第2項中「ために特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。)を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示

請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
 - (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
 - (3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
 - (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
 - (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
 - (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものへの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
 - (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
 - (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (部分開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第 17 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第 18 条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合におい

て、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第26条及び第27条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第25条及び第26条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。
- 3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等を行わず、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)を行うことができる。

- 2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行第24条の2中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

- イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。
 - ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。
 - ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
 - ニ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。
- (2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

注 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行第24条の3第1項中「に関する個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。)」を加える。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止決定等）

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、実施機関は、次の各号のいずれか

に該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第27条において同じ。）、訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示し、訂正し、又は利用停止をすることとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第26条 第25条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。
- 4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第29条 審査会は、不服申立てに係る事件に関し必要があると認めるときは、不服申立人、諮問をした実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第30条 前2条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、

同年7月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

- 5 この条例の施行の前日に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

- 6 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入(次項及び第8項において「編入」という。)の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

- 7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。)第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

- 8 前項に定めるもののほか、編入の前日に佐土原町個人情報保護条例(平成17年佐土原町条例第1号)、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例(平成17年高岡町条例第1号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

- 10 清武町の編入の前日に清武町個人情報の保護に関する条例(平成17年清武町条例第36号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成16年12月20日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第75号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 52 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日条例第 57 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第 1 条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 57 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 3 この条例の施行の前に行われた第 1 条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第 31 条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年 7月26日

規則第37号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第 9号
平成21年 3月30日規則第 9号 平成27年10月 2日規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 電子計算機処理の状況
- (3) 目的外利用等の状況
- (4) 個人情報取扱事務の委託の状況

2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
- (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載され

ているもの

- (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
- (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
- (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)

2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。

(意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。

(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。

(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)

(3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。

(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第17号)

(2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書(様式第18号)

(3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行うものとする。

(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況

(2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況

(3) 不服申立ての件数及びその処理状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し1枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し1枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本工業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を1枚として算定する。			

様式第1号～様式第21号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、不服申立てに関する審議をするとき及び審査会が特に必要と認めたときは、非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

